

【Ⅶ その他】

1 環境活動推進関係資料

(1) 森づくりボランティア団体の登録及び支援

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
登録団体数	29 団体	32 団体	34 団体	36 団体	36 団体	38 団体	41 団体	45 団体	44 団体
ニュースレター発行	5 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
スキルアップ研修	20 回	13 回	6 回	3 回	6 回	4 回	4 回	4 回	2 回
アドバイザー派遣	6 回	14 回	10 回	7 回	5 回	5 回	5 回	2 回	4 回

2 公園整備関係資料

(1) 公園種別ごとの整備方針と実績

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別	整備方針	確保量
住区基幹公園 (身近な公園)	市民のニーズや地域の特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを配置	904ha
街区公園	誘致距離250mの範囲内（ゆっくり歩いて行ける範囲）にボール遊びなどができる広場や遊具などを備えた面積0.1ha以上で0.25haを標準とする公園を配置	380ha
	街角公園：遊具や植栽などを備えた面積0.1ha未満の公園を0.1ha以上の街区公園と区別し開発提供などにより配置	
近隣公園	誘致距離500mの範囲内に少年サッカーや少年野球が楽しめる広場や野原などを備えた面積2haを標準とする公園を配置	325ha
地区公園	誘致距離1kmの範囲内の所に身近な住民のスポーツ・イベント利用や自然、歴史などの地域特性に即した面積4haを標準とする公園を配置	199ha
都市基幹公園	市民のスポーツやレクリエーションニーズに応える運動公園や総合公園を配置	447ha
運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積15ha～75haを標準とする公園を配置	167ha
総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積10ha～30haを標準とする公園を配置	280ha
広域公園	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積30ha以上を標準とする大規模公園を配置	187ha
特殊公園	歴史性をいかした公園や風致公園、市民の農体験に資する公園を配置 歴史公園：史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置 風致公園：良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置	109ha
緩衝緑地	工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置	15ha
都市林	動植物の生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策などの施設を整備	0ha
広場公園	にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置	1ha
都市緑地	都市における良好な自然環境や景観の保全を目的に設置	73ha
緑道	市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を設置	45ha
合計（端数処理のため数値が合わない場合があります）		1,781ha

(4箇所の県立公園を含む)

(2) 行政区別公開公園数及び面積一覧

(平成25年3月31日現在)

種別 区名	緑地等		一般公園		街区公園		合計	
	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²	か所数	面積 m ²
鶴見区	5	37,591	13	204,737	117	180,980	135	423,308
神奈川区	3	21,898	18	639,376	129	177,631	150	838,905
西区	2	5,458	9	212,866	38	54,497	49	272,821
中区	1	333	16	905,998	69	93,904	86	1,000,235
南区	2	13,593	9	266,505	120	147,879	131	427,977
港南区	2	12,521	16	553,053	160	229,586	178	795,160
保土ヶ谷区	3	4,262	13	365,838	144	245,006	160	615,106
旭区	4	38,062	17	1,406,820	178	275,940	199	1,720,822
磯子区	4	42,964	10	230,864	101	153,931	115	427,759
金沢区	17	668,223	21	1,932,391	165	331,569	203	2,932,183
港北区	4	54,103	17	1,083,712	143	155,646	164	1,293,461
緑区	2	17,235	14	476,539	133	261,178	149	754,952
青葉区	3	10,102	30	511,971	197	489,813	230	1,011,886
都筑区	9	249,152	30	1,173,091	99	179,115	138	1,601,358
戸塚区	0	0	20	814,658	193	279,749	213	1,094,407
栄区	12	165,724	12	231,908	104	208,892	128	606,524
泉区	0	0	9	177,397	88	173,993	97	351,390
瀬谷区	0	0	8	204,588	88	157,188	96	361,776
計	73	1,341,221	282	11,392,312	2,266	3,796,497	2,621	16,530,030

(注) 一般公園は、緩衝緑地、広場公園、都市緑地、緑道、街区公園以外の都市公園を表します

(3) 公園面積の推移

(単位：㎡)

区名 \ 年度	20	21	22	23	24
横浜市	16,015,814 (3,741,467)	16,113,631 (3,765,119)	16,241,479 (3,782,682)	16,397,551 (3,788,139)	16,530,030 (3,796,497)
鶴見	396,656 (171,929)	403,515 (178,788)	405,448 (180,721)	416,416 (180,131)	423,308 (180,980)
神奈川	817,875 (175,939)	817,875 (175,939)	823,057 (177,251)	838,525 (177,251)	838,905 (177,631)
西	263,233 (52,612)	263,759 (53,138)	257,947 (53,138)	272,821 (54,497)	272,821 (54,497)
中	933,120 (90,626)	939,733 (91,720)	997,718 (91,720)	998,051 (91,720)	1,000,235 (93,904)
南	405,048 (145,225)	406,308 (146,485)	407,702 (147,879)	408,814 (147,879)	427,977 (147,879)
港南	790,655 (225,081)	790,655 (225,081)	794,753 (229,179)	794,753 (229,179)	795,160 (229,586)
保土ヶ谷	597,237 (233,773)	603,319 (239,855)	606,473 (242,760)	608,965 (244,708)	615,106 (245,006)
旭	1,674,305 (269,565)	1,678,523 (270,390)	1,681,777 (272,872)	1,717,754 (272,872)	1,720,822 (275,940)
磯子	427,327 (153,499)	427,327 (153,499)	427,327 (153,499)	427,759 (153,931)	427,759 (153,931)
金沢	2,930,943 (330,456)	2,930,943 (330,456)	2,931,070 (330,456)	2,931,299 (330,685)	2,932,183 (331,569)
港北	1,194,202 (155,601)	1,194,202 (155,601)	1,212,564 (155,646)	1,259,765 (155,646)	1,293,461 (155,646)
緑	661,141 (258,787)	687,658 (258,787)	723,627 (260,678)	737,614 (261,152)	754,952 (261,178)
青葉	979,531 (489,140)	1,011,832 (489,759)	1,011,886 (489,813)	1,011,886 (489,813)	1,011,886 (489,813)
都筑	1,596,948 (177,660)	1,596,948 (177,660)	1,596,943 (177,660)	1,600,861 (178,618)	1,601,358 (179,115)
戸塚	1,048,272 (274,491)	1,053,171 (279,390)	1,053,530 (279,749)	1,053,530 (279,749)	1,094,407 (279,749)
栄	589,771 (208,540)	596,771 (208,540)	597,123 (208,892)	605,557 (208,892)	606,524 (208,892)
泉	343,814 (166,424)	351,328 (173,938)	351,655 (174,258)	351,625 (174,228)	351,390 (173,993)
瀬谷	365,736 (162,119)	359,764 (156,093)	360,879 (156,511)	361,556 (157,188)	361,776 (157,188)

※ () 内は街区公園で内数

(4) 政令指定都市の公園整備状況

(平成24年3月31日現在)

都市名	箇所数	都市公園面積 (ha)※1	都市計画区域に 対する都市公園 面積の割合(%)
札幌市	2,685	2,344.99	4.13
仙台市	1,635	1,302.90	2.94
さいたま市	894	633.9	2.91
千葉市	1,012	869.45	3.20
横浜市	2,613	1,769.34	4.06
川崎市	1,065	548.73	3.80
相模原市	587	292.94	1.35
新潟市	1,313	751.44	1.03
静岡市	476	406.62	1.73
浜松市	528	623.11	1.21
名古屋市	1,426	1,567.78	4.80
京都市	891	633.04	1.32
大阪市	981	939.26	4.18
堺市	1,140	693.12	4.62
神戸市	1,604	2,623.62	4.74
岡山市	459	1,140.20	1.95
広島市	1,081	864.93	2.17
北九州市	1,671	1,152.24	2.36
福岡市	1,626	1,325.58	3.90

※1 市立公園以外の都市公園(都道府県立公園)を含む。

<出展:「公園緑地」vol.73 No.5 2013>

(5) 開発行為・土地区画整理事業による公園緑地引継実績

年度	種別	開発行為		土地区画整理事業		合計	
		箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
19 まで	公園	1,465	1,939,928	433	2,972,662	1,898	4,912,590
	緑地	39	642,078	26	312,514	65	954,592
20	公園	9	8,038	0	0	9	8,038
	緑地	0	0	0	0	0	0
21	公園	7	13,809	1	11,997	8	25,806
	緑地	0	0	0	0	0	0
22	公園	7	5,972	0	0	7	5,972
	緑地	0	0	0	0	0	0
23	公園	7	4,340	1	13,515	8	17,855
	緑地	0	0	0	0	0	0
24	公園	9	5,662	0	0	9	5,662
	緑地	0	0	0	0	0	0
計	公園	1,504	1,977,749	435	2,998,174	1,939	4,975,923
	緑地	39	642,078	26	312,514	65	954,592
合計		1,543	2,619,827	461	3,310,688	2,004	5,930,515

(6) 公園内有料施設

(平成25年3月31日現在)

施設 区名	野球場	運動広場	テニス コート	プール	子供用プール	弓道場	分区園	そ の 他
横浜市	22	9	21	28	29	4	3	11
鶴 見	入船 潮田		入船 潮田	潮田 岸谷 平安	潮田 岸谷 平安			
神奈川	神の木 台町 三ツ沢		三ツ沢	入江町 六角橋	入江町 六角橋 白幡仲町			陸上競技場 三ツ沢 補助陸上 三ツ沢 球技場 三ツ沢 馬術練習場 三ツ沢 体育館 三ツ沢
西	岡野			岡野	岡野			
中	横浜スタジアム	本牧市民	日ノ出川 本牧市民 山手	元町		元町		
南		清水ヶ丘	清水ヶ丘	弘明寺 清水ヶ丘 (屋内) 中村	弘明寺 清水ヶ丘 (屋内) 中村			体育館 清水ヶ丘
港 南	日野中央		日野中央	野庭中央	野庭中央			
保土ヶ谷		常盤	常盤	川辺	川辺	常盤		
旭	こども自然 今川		今川	大貫谷 鶴ヶ峰本町	大貫谷 鶴ヶ峰本町		南本宿	
磯 子	岡村 新杉田		岡村 新杉田	磯子腰越 森町 洋光台南	磯子腰越 森町 洋光台南 芦名橋			
金 沢	富岡西 長浜 野島		富岡西 長浜	富岡八幡	富岡八幡	富岡総合 (洋弓)		球技場 長浜
港 北	岸根 新横浜	新横浜(2)	新横浜	菊名池 綱島 新横浜(屋内)	菊名池 綱島 新横浜(屋内)			陸上競技場 新横浜 補助陸上 新横浜
緑	長坂谷	玄海田	長坂谷					球技場 長坂谷
青 葉				千草台	千草台		若草台	球技場 谷本
都 筑		都田	都田	茅ヶ崎 山崎	茅ヶ崎 山崎			
戸 塚	俣野	小雀 東俣野中央	小雀 東俣野中央	大坂下	大坂下			
栄	金井		金井			本郷ふじやま		
泉	中田中央			上飯田西※ しらゆり	上飯田西※ しらゆり		和泉アカ シア	
瀬 谷	瀬谷本郷		瀬谷本郷	宮沢町第二	宮沢町第二			

※上飯田西公園プールは現在休止中。

(7) 本格的なスポーツ施設を2種類以上備えた公園

(平成25年3月31日現在)

種別 区別	運動公園	総合公園	地区公園
鶴見区		県立三ツ池(29.7ha) 野・テ・プ・運	入船(5.4ha) 野・テ 潮田(3.1ha) 野・テ・プ
神奈川区	三ツ沢(30.0ha) 陸・野・テ・球・体等		
西区			近隣公園：岡野(2.0ha)野・プ
中区		本牧市民(10.3ha) テ・運	近隣公園：元町(2.3ha)プ・弓
南区	清水ヶ丘(9.5ha)テ・プ・運・体		
港南区			日野中央(5.4ha) 野・テ
保土ヶ谷区	県立保土ヶ谷(34.7ha) 野・テ・ プ・球(2)・体		常盤(4.9ha) テ・運・弓
旭区			今川(8.3ha) テ・野
磯子区			岡村(6.8ha) 野・テ 新杉田(3.2ha)野・テ
金沢区	長浜(15.4ha) 野・テ・球		富岡西(3.5ha)野・テ
港北区	岸根(14.1ha) 野・武 新横浜(70.4ha) 陸・プ・テ・野・運(2)		
緑区	長坂谷(10.5ha) 野・テ・球		
青葉区			谷本(2.1ha) 野・球
都筑区			都田(3.7ha) テ・運
戸塚区		小雀(7.2ha) テ・運	東俣野中央(5.0ha) テ・運
栄区			金井(4.9ha) 野・テ
泉区			中田中央(2.9ha) 野・球
瀬谷区			瀬谷本郷(3.6ha) 野・テ・球

※ 「スポーツができる公園」とは、2種類以上の有料運動施設をもつ公園としています。

※ ゴシックは整備中の公園

※ 県立公園2公園を含む

凡例〔陸：陸上競技場、野：野球場、テ：テニスコート、プ：プール、運：運動広場、球：球技場、
武：武道館 弓：弓道場 体：体育館〕

(8) 公園内教養施設

(平成25年3月31日現在)

区	公園名	施設名	所管局	運営主体
鶴見	みその	横溝屋敷	環境創造局	指定管理者（みその公園「横溝屋敷」管理委員会）
鶴見	馬場花木園	花木園	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
西	掃部山	横浜能楽堂（旧染井能舞台）	文化観光局	指定管理者（（公財）横浜市芸術文化振興財団）
中	港の見える丘	イギリス館	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	港の見える丘	山手111番館	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	元町	エリスマン邸	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	元町	山手234番館	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	元町	ベーリック・ホール	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	山手177山庭園	外交官の家	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	山手177山庭園	ブラフ18番館	環境創造局	指定管理者（（公財）横浜市緑の協会）
中	本牧臨海	八聖殿郷土資料館	教育委員会事務局	指定管理者（（公財）横浜市ふるさと歴史財団）
中	本牧市民	陶芸センター	文化観光局	指定管理者（シンリュウ（株））
神奈川	三ツ沢	青少年野外活動センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）横浜市体育協会）
旭	こども自然	青少年野外活動センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）横浜市体育協会）
旭	こども自然	自然体験施設	環境創造局	指定管理者（NPO法人 こども自然公園どろんこクラブ）
磯子	根岸なつかし	旧柳下邸	環境創造局	指定管理者（NPO法人 根岸なつかし公園旧柳下邸管理委員会）
金沢	長浜野口記念	長浜ホール・旧細菌検査室	文化観光局	指定管理者（相鉄・神奈川共立共同事業体）
金沢	野島	横浜市野島青少年研修センター	こども青少年局	指定管理者（（公財）よこはまユース）
港北	大倉山	大倉山記念館	文化観光局	指定管理者（相鉄企業共同事業体）
都筑	せせらぎ	古民家	環境創造局	指定管理者（NPO法人 せせらぎ公園「古民家」管理委員会）
都筑	大塚・歳勝土遺跡	環壕集落・方形溝墓群（国指定史跡）	教育委員会事務局	指定管理者（（公財）横浜市ふるさと歴史財団）
都筑	大塚・歳勝土遺跡	都筑民家園	環境創造局	指定管理者（NPO法人 都筑民家園管理運営委員会）
都筑	都筑中央	自然体験施設	環境創造局	指定管理者（NPO法人 都筑里山倶楽部）
都筑	茅ヶ崎	自然生態園	環境創造局	指定管理者（NPO法人 茅ヶ崎公園自然生態園管理運営委員会）
戸塚	舞岡公園	田園・小谷戸の里	環境創造局	指定管理者（舞岡・やとひと未来）
栄	本郷ふじやま	古民家	環境創造局	指定管理者（本郷ふじやま公園運営委員会）
泉	天王森泉	天王森泉館	環境創造局	指定管理者（天王森泉公園運営委員会）
瀬谷	長屋門	歴史体験ゾーン	環境創造局	指定管理者（長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会）

(9) 管理運営委員会

(平成25年3月31日現在)

施設種別	管理運営委員会結成数
多目的広場	102か所
少年野球場	31か所
庭球場	14か所
その他	9か所

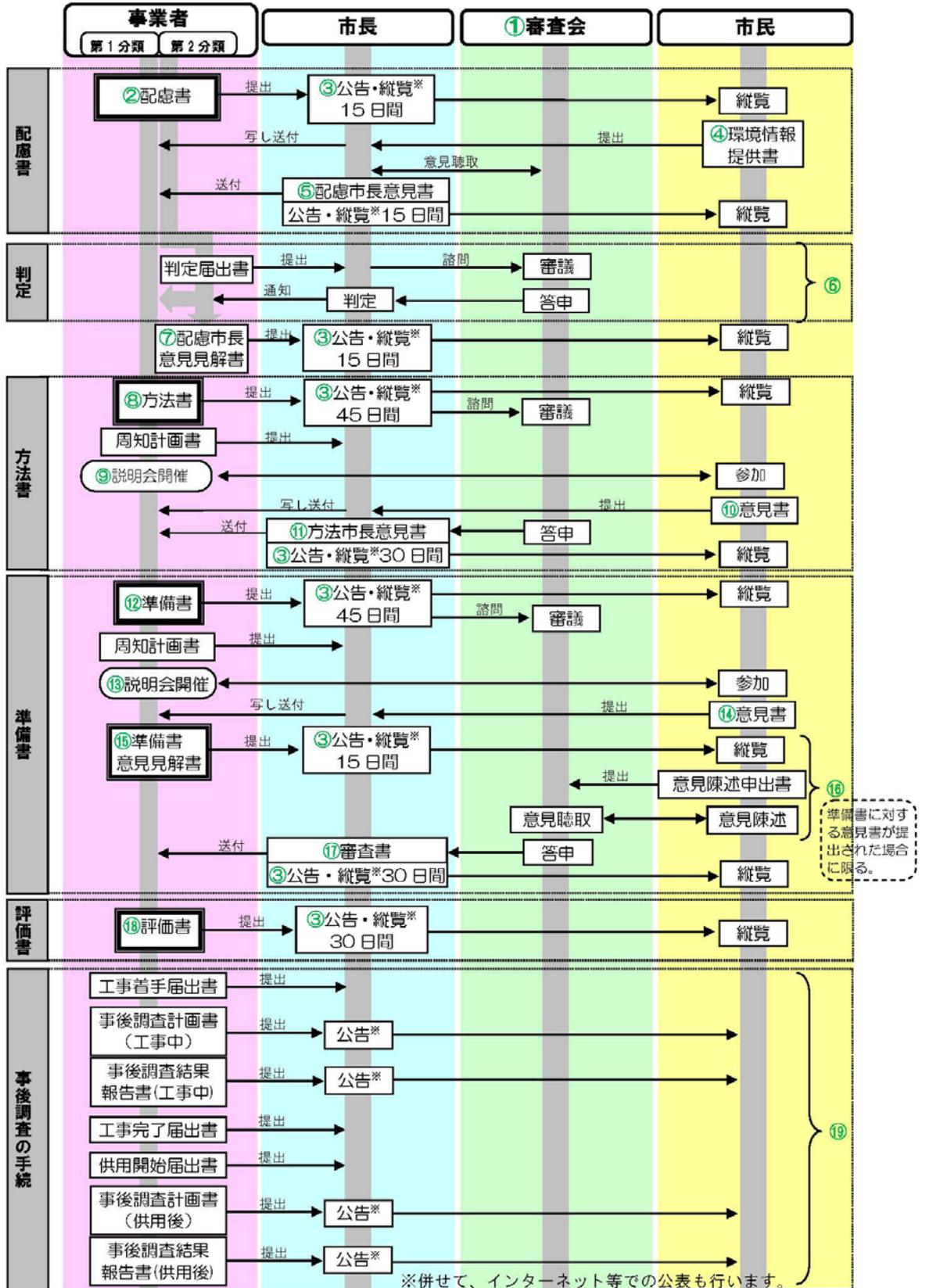
3 環境影響評価関係資料

(1) 環境影響評価実施状況一覧表

(平成 24 年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
環境影響評価法	高速横浜環状北線	道路の新設	鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区	事後調査結果報告書（その4）の公告
	扇島パワーステーション	事業用電気工作物(発電用)の設置	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、都筑区、川崎市、東京都	事後調査報告書（1号機、2号機供用時）の公告
	相鉄・東急直通線	普通鉄道の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、港北区	評価書・要約書の公告・縦覧
	川崎火力発電所2号系列2軸, 3軸設備増設計画	発電設備の新設を伴う火力発電所の変更	川崎市、鶴見区、神奈川区、東京都	準備書意見見解書の公告・縦覧 審査書の答申 市長意見の公告・縦覧 評価書の縦覧
横浜市環境影響評価条例	(仮称)上大岡C南地区第一種市街地再開発事業	高層建築物の建設	南区、港南区	事後調査結果報告書の公告
	横浜薬科大学キャンパス新設事業	自然科学研究所の建設	戸塚区	事後調査結果報告書（供用時その2）の公告
	シンシア横浜R・Cセンター建設事業	廃棄物処理施設の建設	磯子区、金沢区	事後調査結果報告書（供用時その1）の公告
	相鉄・JR 直通線	鉄道及び軌道の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、旭区	事後調査結果報告書（工事中その2）の公告
	鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業	廃棄物処理施設の建設	港北区	事後調査結果報告書（供用時その1）の公告
川崎市環境影響評価条例	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画	高層建築物の新設 住宅団地の新設 商業施設の新設 大規模建築物の新設	川崎市、港北区	評価書の縦覧
評価条例 影響 神奈川県環境	武田薬品工業株式会社新研究所建設事業	研究所の建設	藤沢市、鎌倉市、戸塚区、栄区	事後調査報告書（第3回）の縦覧

(2) 横浜市環境影響評価条例 手続の流れ（横浜市環境影響評価条例の対象となる事業）



① 審査会

市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他の手続に関する事項を調査審議させるため、横浜市環境影響評価審査会（審査会）を設置しています。審査会は、市長が任命する20人以内の学識経験者で構成されます。

② 配慮書（計画段階配慮書）

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする計画段階事業者は、事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、環境配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書である計画段階配慮書を作成し、市長へ提出します。

③ 公告・縦覧

公告とは、横浜市が市民のみならず広くお知らせすることをいい、横浜市報（原則として毎月5日、15日、25日に発行）に情報を掲載します。公告の日から条例で決められた期間、横浜市環境創造局環境影響評価課と関係区役所にて、該当の図書等を自由に見る（縦覧する）ことができます（貸出も可）。

その他、配慮書、方法書、準備書については、原則「広報よこはま」にも縦覧のお知らせを掲載します。また、主な図書や市長意見は、縦覧期間をこえて横浜市環境アセスメントのホームページなどで公表します。

④ 環境情報提供書

配慮書について環境の保全に関する情報（環境情報）をお持ちの方は、配慮書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、市長に環境情報提供書を提出することができます。市長は、提出いただいた環境情報提供書の写しを、計画段階事業者へ送付します。

⑤ 配慮市長意見書

市長は、お寄せいただいた環境情報に配慮すると共に審査会の意見を聴いた上で、配慮書についての環境の保全の見地からの意見書（配慮市長意見書）を作成し、計画段階事業者へ送付します。

⑥ 判定の手続

第2分類事業を実施しようとする者は、市長へ判定届出書を提出します。市長は、規則で定める基準に従って、第2分類事業について、環境影響評価等の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を届出者に通知します。市長は、判定を行うにあたり審査会に諮問します。

⑦ 配慮市長意見見解書

第2分類事業の判定の結果、環境影響評価等の実施の必要がないとされた者は、配慮市長意見書に対する見解を示した図書である配慮市長意見見解書を作成し、市長へ提出します。

⑧ 方法書（環境影響評価方法書）

事業者は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した図書である環境影響評価方法書を作成し、市長へ提出すると共に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれる地域にお住いの方々等に対し、方法書の概要をお知らせします。

市長は、方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

⑨（方法書）説明会

事業者は、方法書の内容を周知するための説明会を開催します。どなたでも参加することができます。説明会の開催にあたっては、事業者が開催日時などを対象地域にお住いの方々等にお知らせします。

⑩（方法書に対する）意見書

方法書について環境の保全の見地から意見のある方は、方法書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑪ 方法市長意見書

市長は、提出いただいた意見書に配慮し、方法書についての環境の保全の見地からの意見書を作成し、事業者へ送付します。

事業者は、市民意見や方法市長意見書の指摘等を踏まえ、環境影響評価項目や調査、予測の手法を確定し、環境影響評価を実施します。

⑫ 準備書（環境影響評価準備書）

事業者は、実施した環境影響評価の結果等（調査・予測・評価の結果や環境の保全のための措置、事後調査についてなど）を示した図書である環境影響評価準備書を作成し、市長へ提出すると共に、環境影響評価の結果、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（対象地域）にお住いの方々等に対し、準備書の概要をお知らせします。

市長は、準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

⑬ 説明会

事業者は、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。

⑭（準備書に対する）意見書

準備書について環境の保全の見地から意見のある方は、準備書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑮ 準備書意見見解書

事業者は、提出いただいた意見書についての見解を示した図書である準備書意見見解書を作成し、市長へ提出します。

⑯ 意見陳述の手続

対象地域にお住まいの方や、対象地域内に事務所等がある方などは、準備書意見見解書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができます。審査会で、準備書の調査審議にあたって必要があると認められる場合には、意見の聴取を行います。

※意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出されなかった場合には行われません。

⑰ 審査書

市長は、提出いただいた意見書や事業者の見解に配慮し、準備書についての環境の保全の見地からの意見書（審査書）を作成し、事業者へ送付します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。

⑱ 評価書（環境影響評価書）

事業者は、審査書を勘案すると共に市民の方からの意見等に配慮し、準備書の記載事項に検討を加えて、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書である環境影響評価書を作成し、市長へ提出します。

⑲ 事後調査の手続

事業者は、評価書の記載に基づき、予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として事後調査を実施します。実施にあたっては事後調査計画書、実施後には事後調査結果報告書を作成し、市長へ提出します。

4 地籍調査事業関係資料

(1) 調査業務

ア 新規調査

平成12年度から休止しています。

(ア) 一筆地調査及び測量（1年目）

道路・水路・青地・民有地など、土地一筆ごとに現地での調査・測量を実施します。

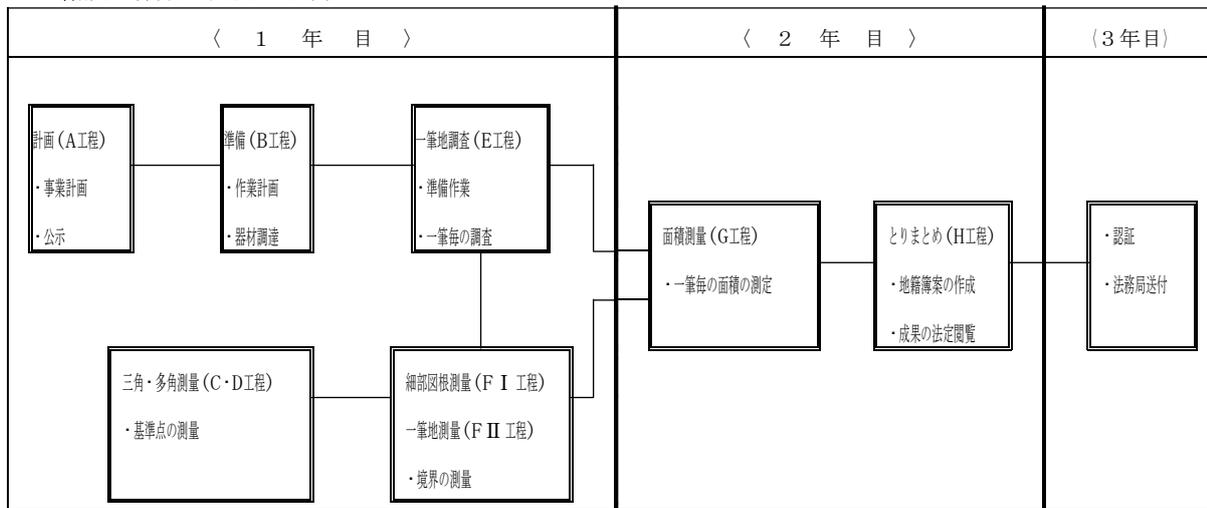
(イ) 面積測定及び閲覧（2年目）

前年度に一筆地調査と測量を実施した地区について、面積の測定と地籍図・地籍簿の作成を行い、成果の法定閲覧をします。

(ウ) 認証及び法務局送付（3年目）

成果について、県の認証を得て法務局に送付します。

地籍調査作業工程及び手順



イ 再調査

法務局への地籍調査成果の送付が遅れている地域（未送付地区）について、全筆再調査を実施し、成果を順次送付します。

平成25年度実施予定地域

地 域	面積 (km ²)
栄区笠間二丁目ほかの各一部 【全筆再調査・1年目】	0.23
栄区笠間四丁目ほかの各一部 【全筆再調査・2年目】	0.21
栄区笠間三丁目ほかの各一部 【全筆再調査・3年目】	0.39

(2) 管理業務

調査が終了した地区の成果品を管理し、閲覧及び証明資料提供と成果に関する相談並びに修正を行っています。また、旭区市沢町の一部（0.51km²）の数値情報化を実施します。

地籍調査の実施状況

平成25年3月31日現在

項 目	面積 (km ²)	実 施 率
市 全 域 面 積	434.98	—
法 務 局 送 付 面 積	145.88	市全域の33.5%

5 平成 25 年度 環境に関する市民意識調査 結果概要

(1) 調査概要

【目的】

今後の環境分野の市政運営や政策立案の基礎資料として活用するため、市民の環境に関する意識や市政に対する満足度、要望等を把握することを目的とします。

【調査方法】

インターネット調査（登録モニターによるWEB調査）により実施しました。

「平成24年中の人口動態と平成25年1月1日現在の年齢別人口」より、人口構成比に基づき、性別・年代別・居住区別に割付け、横浜市在住の20歳以上の合計1,000人から回答を得ました。

【調査期間】

平成25年7月26日～7月30日

【調査項目】

35項目について、調査を実施しました（各項目については（2）設問一覧を参照）。

平成25年度の調査では、平成24年度の調査に引き続き、環境保全の優先度や環境活動への意欲、災害対策と連携して取り組むべき環境施策などについて調査を行いました。

【調査結果】

調査結果は横浜市ホームページ

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/data/chousa/>) で公表しています（主な項目の結果概要については（3）結果概要を参照）。

(2) 設問一覧

(1) 環境問題に対する関心と行動		(4) 温暖化対策に関する設問	
Q1	横浜の環境の現状についてどのように感じているか	Q20	市の CO ₂ 排出量のうち家庭部門に占める割合が全国と比べると高いことの認知
Q2	横浜の環境は 10 年前と比べてどのようになつたと感じているか	Q21	家庭での CO ₂ 排出削減・省エネ行動を進めるための「環境家計簿」についての認知
Q3	市内の環境に関する満足度	Q22	家庭での CO ₂ 排出削減・省エネ行動を進める「HEMS」があることの認知
Q4	環境に対する関心や行動で最も近いもの	(5) 生物多様性に関する設問	
Q5	関心のある環境問題や環境活動	Q23	生物多様性という言葉を知っているか
Q6	環境にやさしい生活をするために実践していること	Q24	近年、生物多様性の危機が問題として挙げられているが、身近な問題と思うか
Q7	環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、行動しない理由	Q25	「ヨコハマ b プラン」について、特に必要と思うもの
Q8	環境に配慮した行動の後押しとなるもの	(6) 水と緑に関する設問	
Q9	東日本大震災の直後と現在で省エネの取組に変化はあるか	Q26	身近に緑を感じられる環境があるか
Q10	環境の保全と生活の便利さ・快適さについて考えに最も近いもの	Q27	公園や森林、水辺の広場など身近な自然環境に足を運ぶ頻度
Q11	環境の保全と家計の負担について考えに最も近いもの	Q28	市の中心部に緑や水辺が多くないことについて優先的に必要なこと
(2) 地域の環境活動への参加		Q29	横浜市が住宅用雨水浸透ますの設置に補助金制度を設けていることの認知
Q12	地域の環境活動に参加したいと思うか	(7) 食と農に関する設問	
Q13	どんな活動や取組に参加したことがあるか、参加したいと思うか	Q30	横浜産の農産物を購入したことがあるか
Q14	どんな形態の活動に参加したことがあるか、参加したいと思うか	Q31	農産物直売所やその他の場所で横浜産農産物を購入しようと思う理由
Q15	どのような機会等があれば地域の環境活動に参加するか	Q32	市民利用型農園で農作業を体験してみたいと思うか
Q16	地域の環境活動に参加しない、あるいは参加できない理由	(8) 市の環境関連施策の満足度と優先度	
(3) 環境問題に関する情報収集		Q33	市の環境に関する取組の満足度
Q17	環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られているか	Q34	今後、横浜市に優先的に取り組んで欲しい事項
Q18	環境の情報を得る主な手段は何か	(9) 東日本大震災を受けて	
Q19	横浜市環境創造局で、情報を発信するためにツイッターを利用していることの認知	Q35	東日本大震災から 1 年以上が経過したが、災害対策として優先的に取り組むべきこと

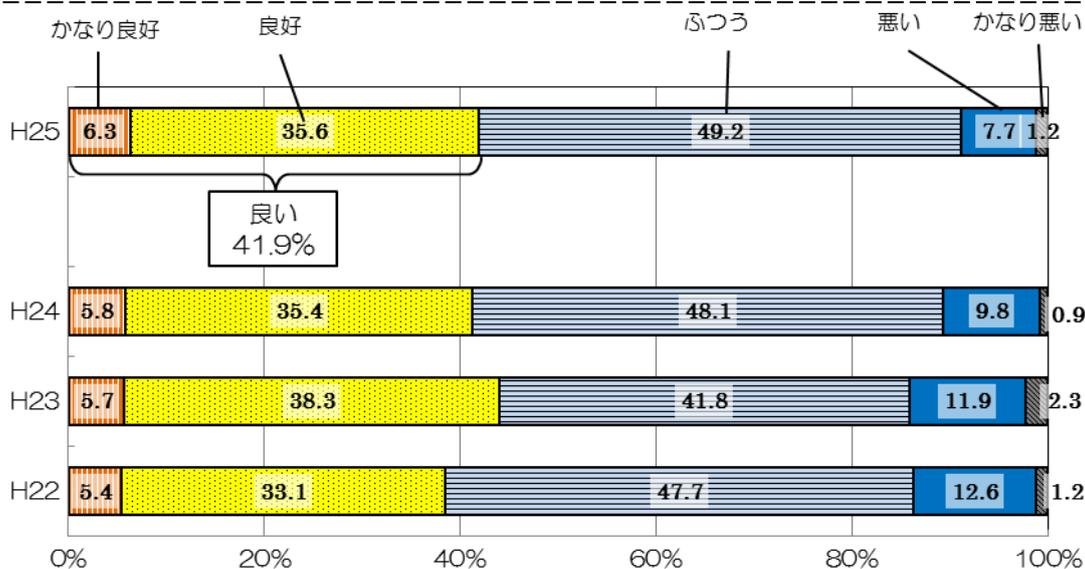
(3) 結果概要

環境に関する意識について

- 横浜の環境が「良い」という回答が4割を超えており、経年変化を見てもほぼ同様の割合で推移しています。一方で、「悪い、かなり悪い」という回答は年々減少しています。
- 生活の便利さ・快適さよりも「環境保全を優先」という回答が7割程度となっており、環境に対する市民の意識の高さがうかがえますが、20歳代では5割程度となっています。若い世代への意識啓発を重点的に進めていく必要があります。
- 省エネの取組を「震災を契機に実践している」という回答の割合は減少傾向にあります。一方で、震災後からの実践程度の変化は「震災直後より現在の方が省エネに取り組んでいる」という回答が30%あり、横浜市民の環境への意識の高さがうかがえます。意識の低下を防ぐための啓発とともに、取組に熱心な市民を意識した事業も必要です。

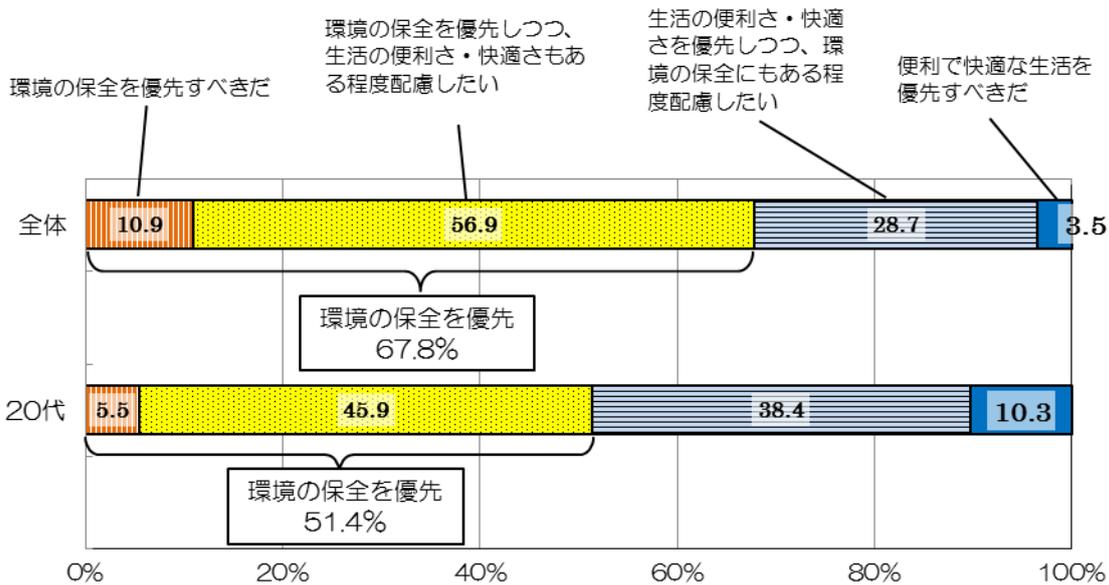
Q1. 横浜の環境の現状について、どのように感じていますか？

◇「かなり良好、良好」が42%。「悪い、かなり悪い」は減少傾向。



Q10. 環境の保全と生活の便利さ・快適さの優先度は？

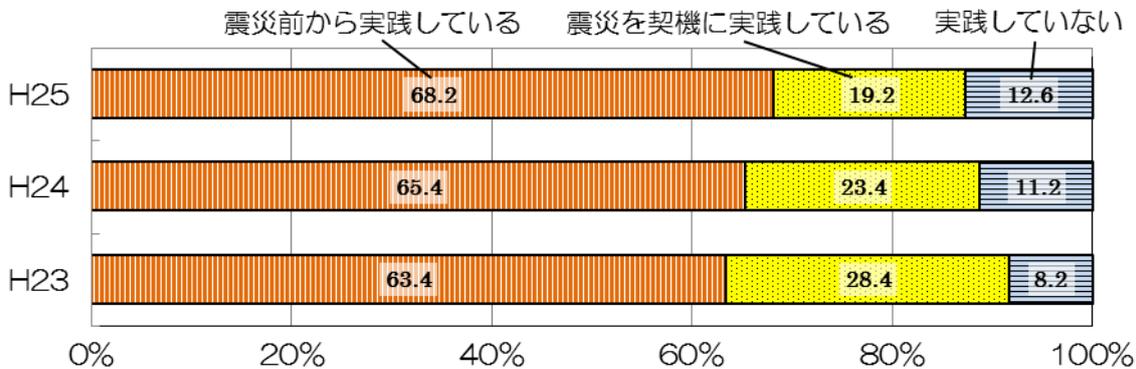
◇「環境の保全を優先」が全体では68%だが、20代は51%のみ。



Q6. 環境にやさしい生活をするために実践していることはありますか。また、東日本大震災の前と比較して、日常生活において意識や行動に変化はありましたか。

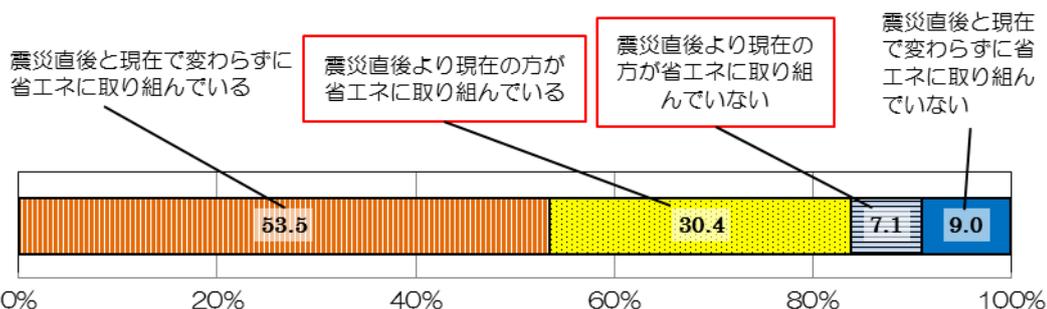
(1) 家庭で省エネルールをつくり、電気やガス、水のムダづかいに気を付ける（こまめにコンセントを抜く、冷暖房の適切な温度設定など）

◇「震災を契機に実践している」が減少傾向にある。



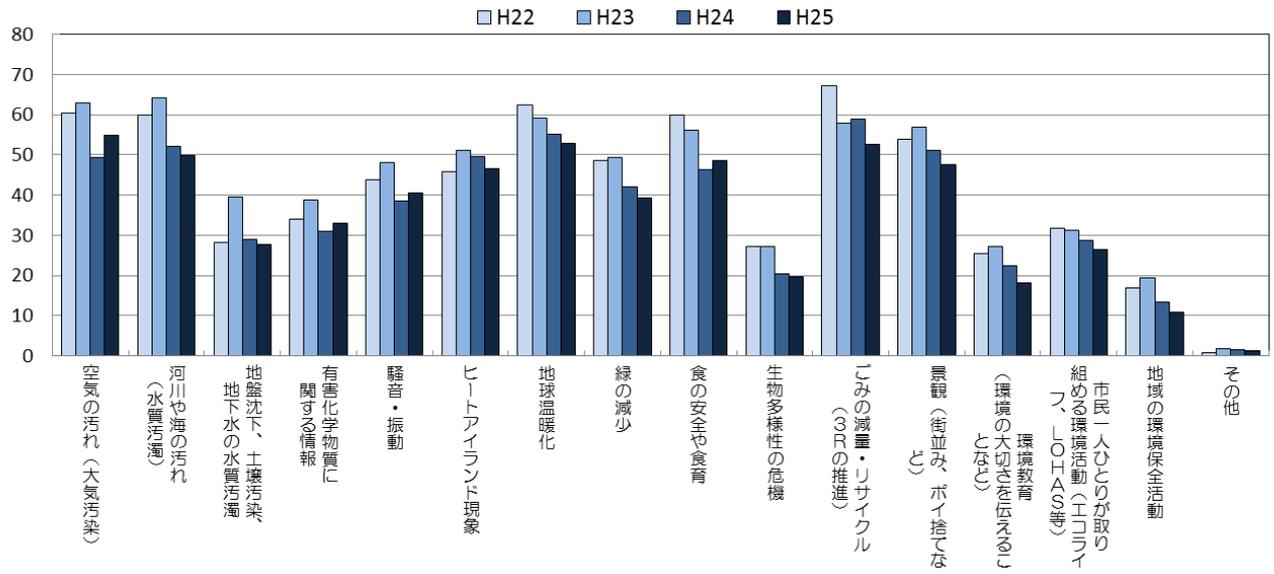
Q9. 東日本大震災の直後と現在を比較して、日常生活における節電やエコドライブといった省エネの取組に変化はありますか？

◇「現在の方が取り組んでいる」(30%)が「現在の方が取り組んでいない」(7%)を大きく上回る。

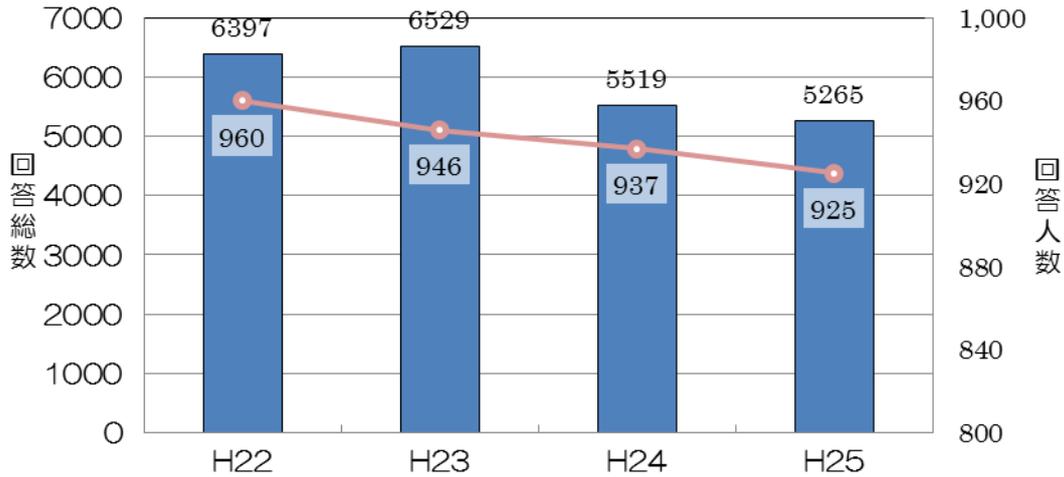


参考

Q5. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？（複数回答） 経年変化



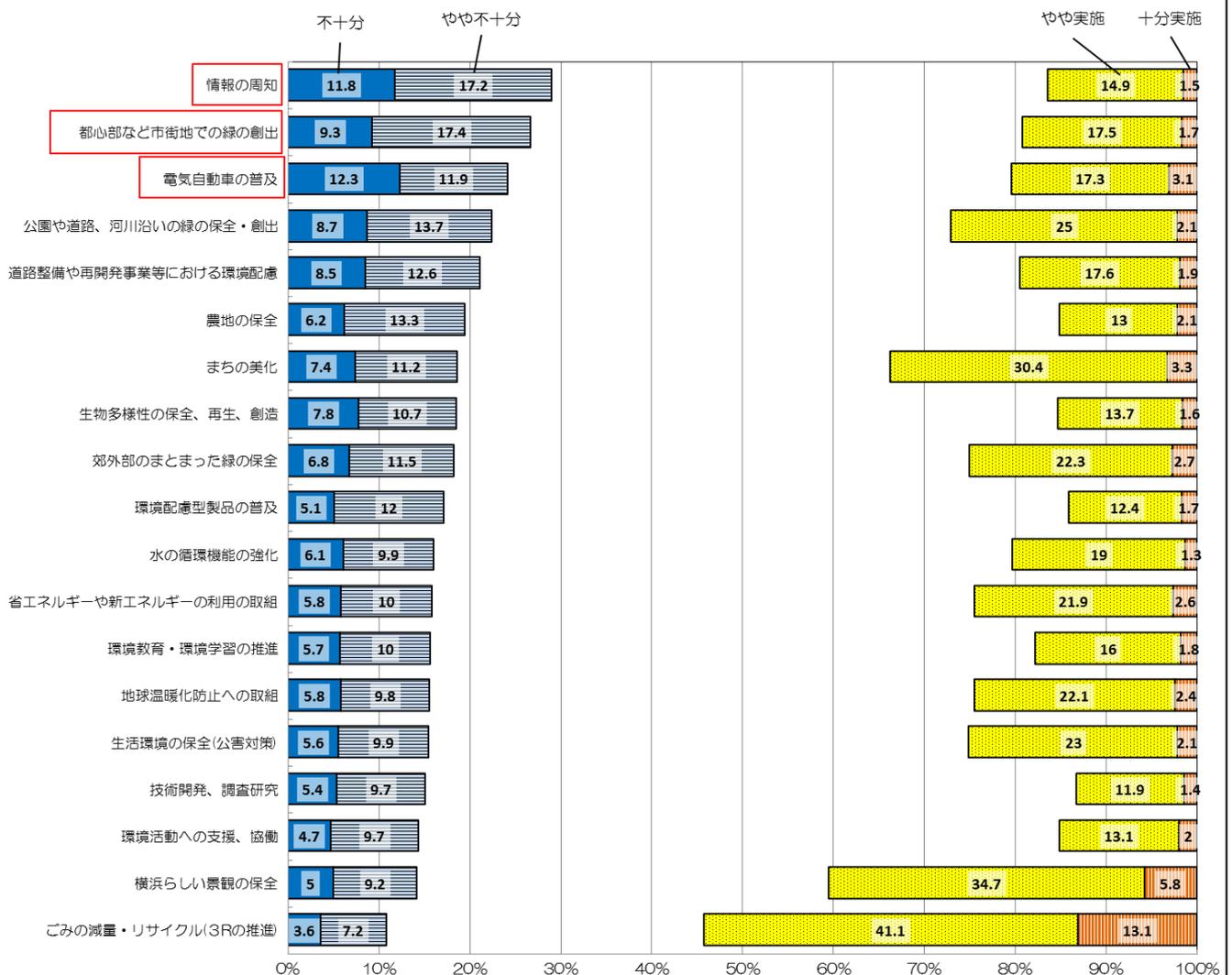
Q5. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？（複数回答） 回答総数と回答人数の経年変化



市の環境に関する取組の満足度について

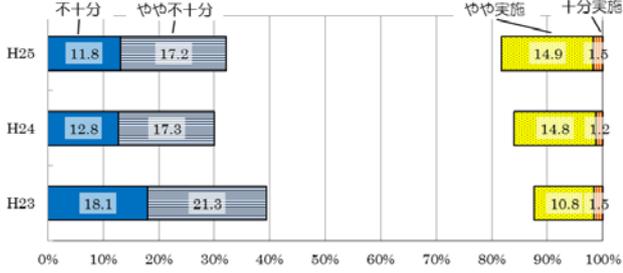
- 市の環境に関する取組のうち「不十分である」と考えるものとして、「情報の周知」「都心部など市街地でのみどりの創出」「電気自動車の普及」が上位となっており、一層の取組が必要です。特に「情報の周知」については3年連続で最も「不十分」な取組となっていることから、情報周知方法や手段の工夫が必要です。
- 環境に関して必要な情報は得られているかという設問に関して「得られていない」という回答が7割弱を占めており、情報の周知が課題であることがここでも分かります。一方で、「得られている」という回答はやや上昇し、さらに環境創造局がTwitter（ツイッター）で環境情報を発信していることの認知度についても、低い水準ではありませんが、やや上昇しています。

Q33. 横浜市が現在行っている環境に関する取組について、どのように感じますか？

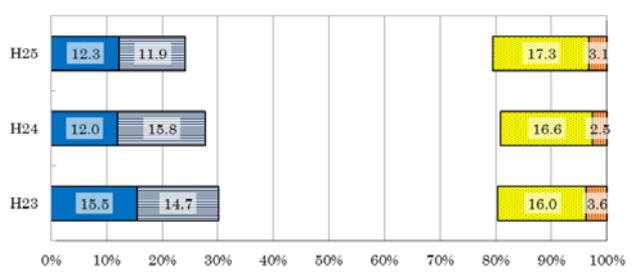


※各項目の経年変化（「都心部など市街地での緑の創出」は今年度から追加したため省略）

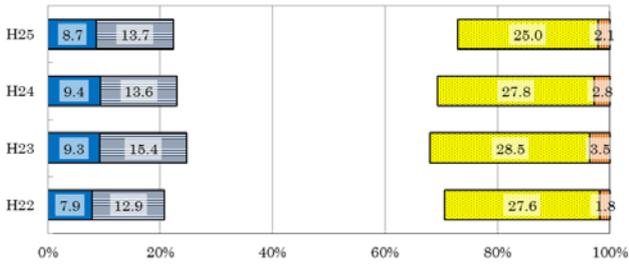
Q33(17) 情報の周知



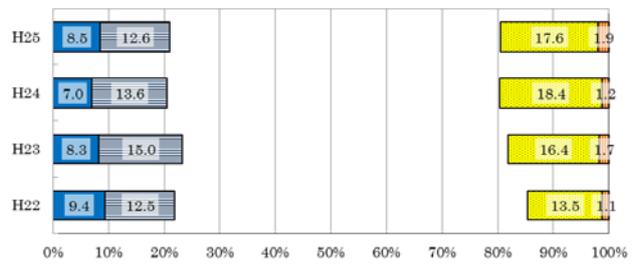
Q33(3) 電気自動車の普及



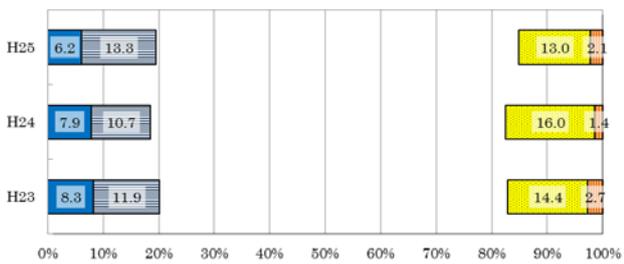
Q33(7) 公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出



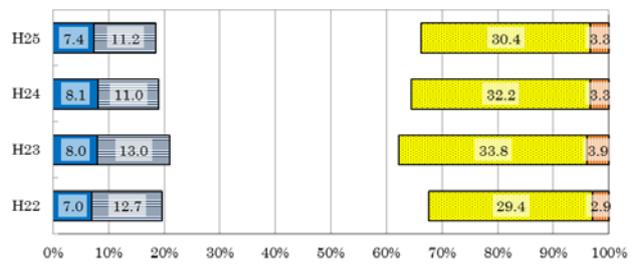
Q33(16) 事業等における環境配慮



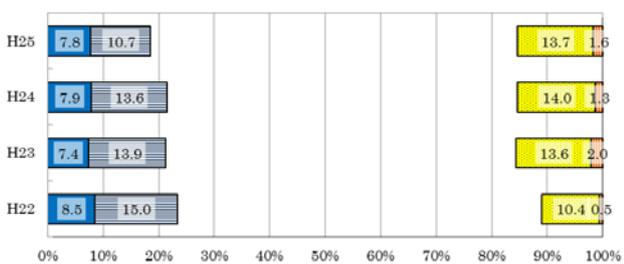
Q33(8) 農地の保全



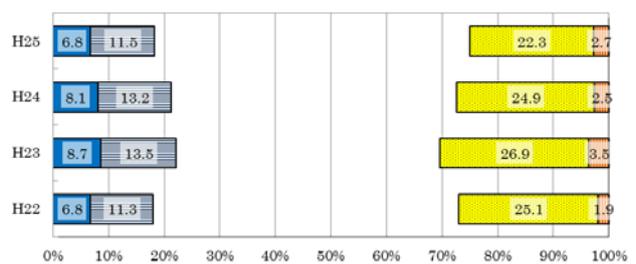
Q33(13) まちの美化



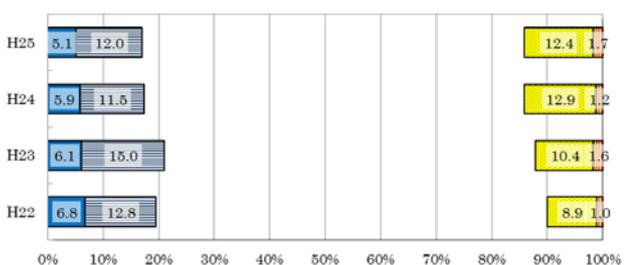
Q33(4) 生物多様性の保全、再生、創造



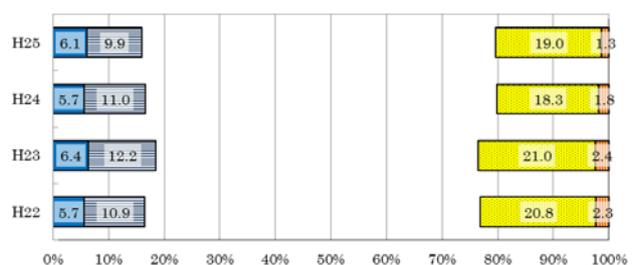
Q33(5) 郊外部のまとまった緑の保全



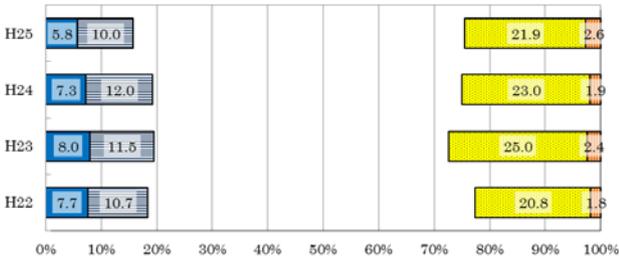
Q33(15) 環境配慮型製品の普及



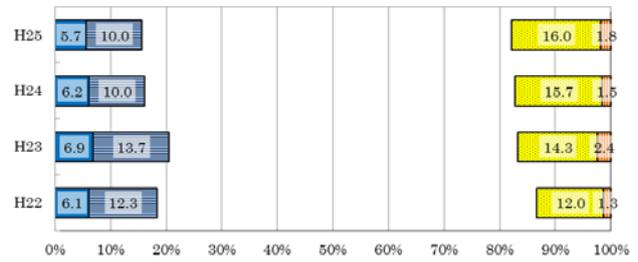
Q33(9) 水の循環機能の強化



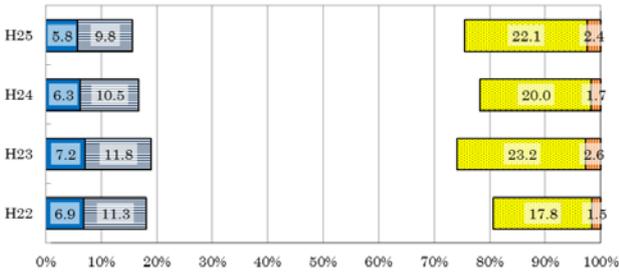
Q33(2) 省エネや新エネルギーの利用



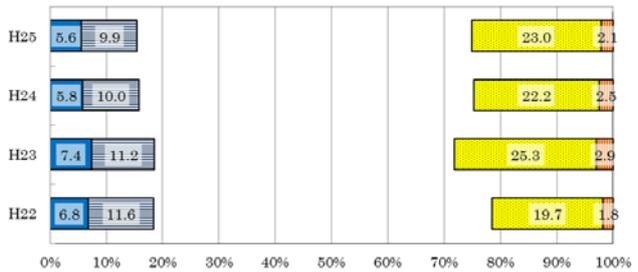
Q33(14) 環境教育・環境学習の推進



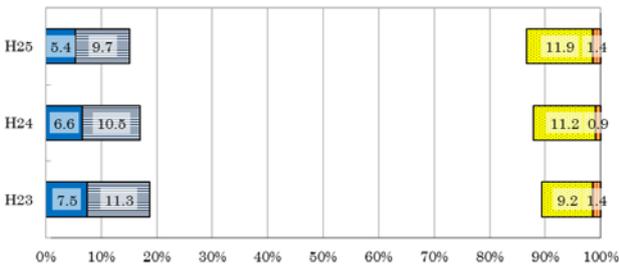
Q33(1) 地球温暖化防止への取組



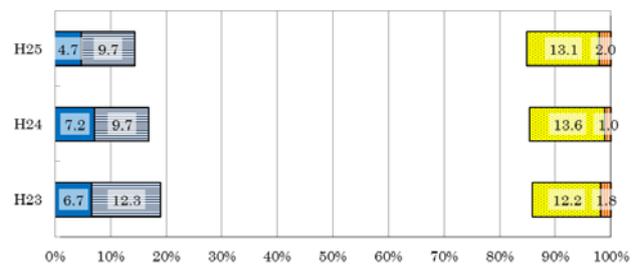
Q33(11) 生活環境の保全（公害対策）



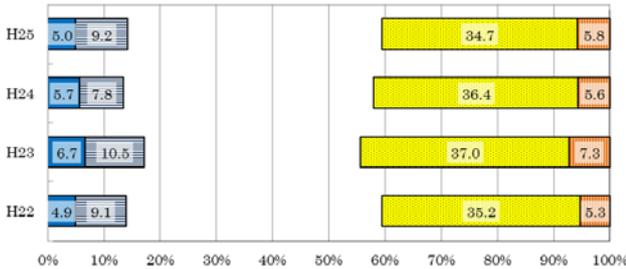
Q33(18) 技術開発、調査研究



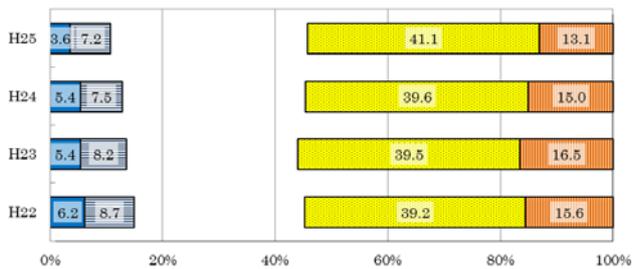
Q33(19) 環境活動への支援、協働



Q33(12) 横浜らしい景観の保全

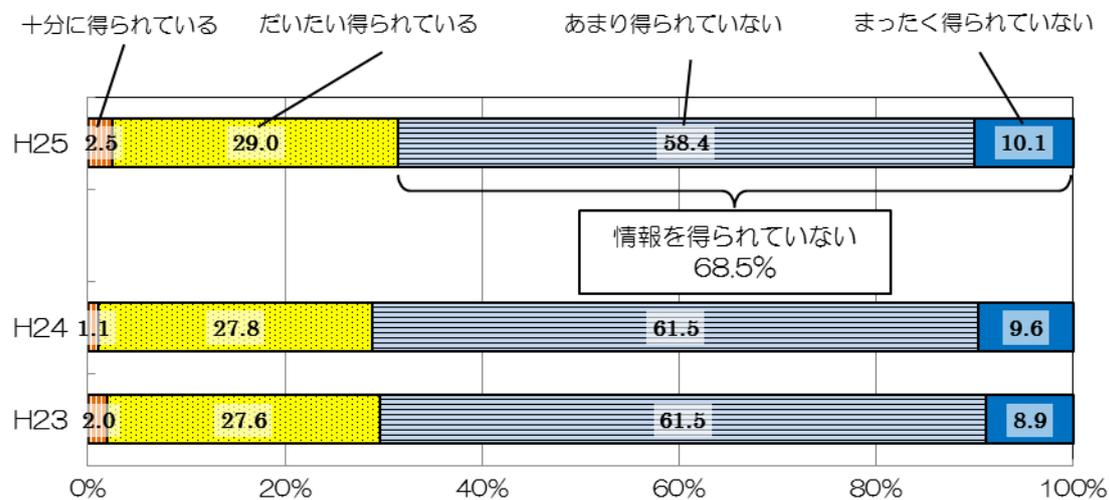


Q33(10) ごみの減量リサイクル（3Rの推進）



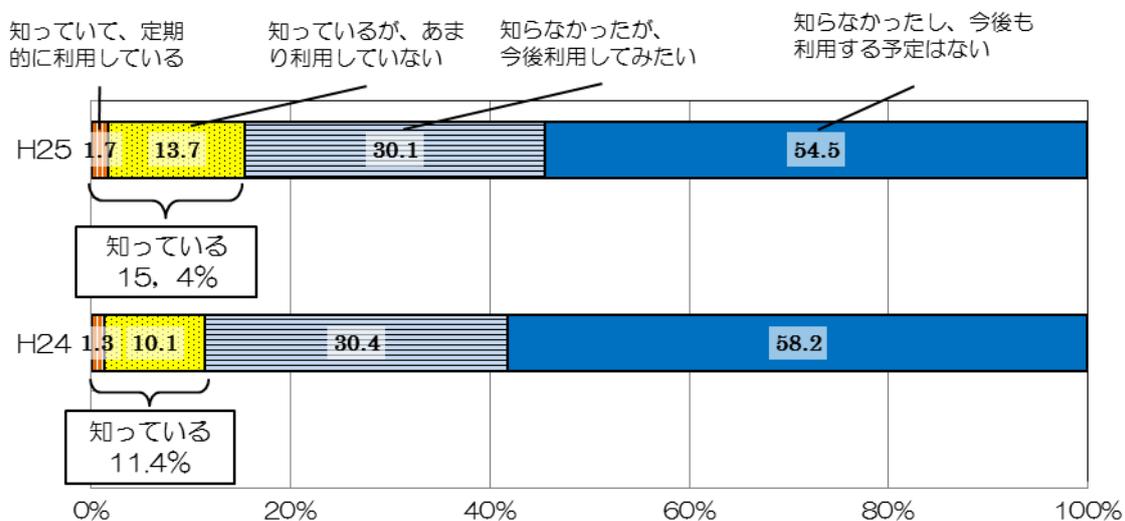
Q17. 環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られていますか？

◇「あまり得られていない、まったく得られていない」が約7割。



Q19. 横浜市が環境に関する情報をツイッターで発信していることを知っていますか？

◇「知っている」が11%から15%へ上昇。

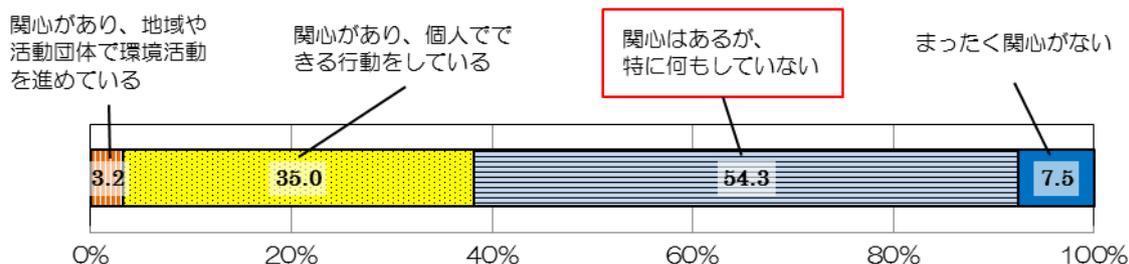


環境行動の実践・地域の環境活動への参加について

- 環境行動について「関心はあるが、特に何もしていない」という回答が最も多く5割を超えています。一方で、具体的な環境行動についての実践状況を尋ねたところ、省エネの取組やごみの分別など実践率が非常に高い行動も多く、こうした一人ひとりが行う身近な環境行動については、日常生活の中に浸透していると考えられます。
- 地域での環境活動については、実際に参加している割合は少ないものの、「参加したい」意志を持っている人は6割を超えています。「機会があれば参加したい」人にとってどのような“機会等”が活動への参加を促すかについては、「興味のある活動が自分の近くで行われている」という回答が最も多い結果となっています。多くの市民が地域での環境活動へ参加することは、地域コミュニティの形成にもつながっていくものであるため、より身近な場所で活動に参加できるように活動そのものを広げる取組や多くの人に活動を知ってもらうための細やかな周知・広報を進めていくことが重要です。

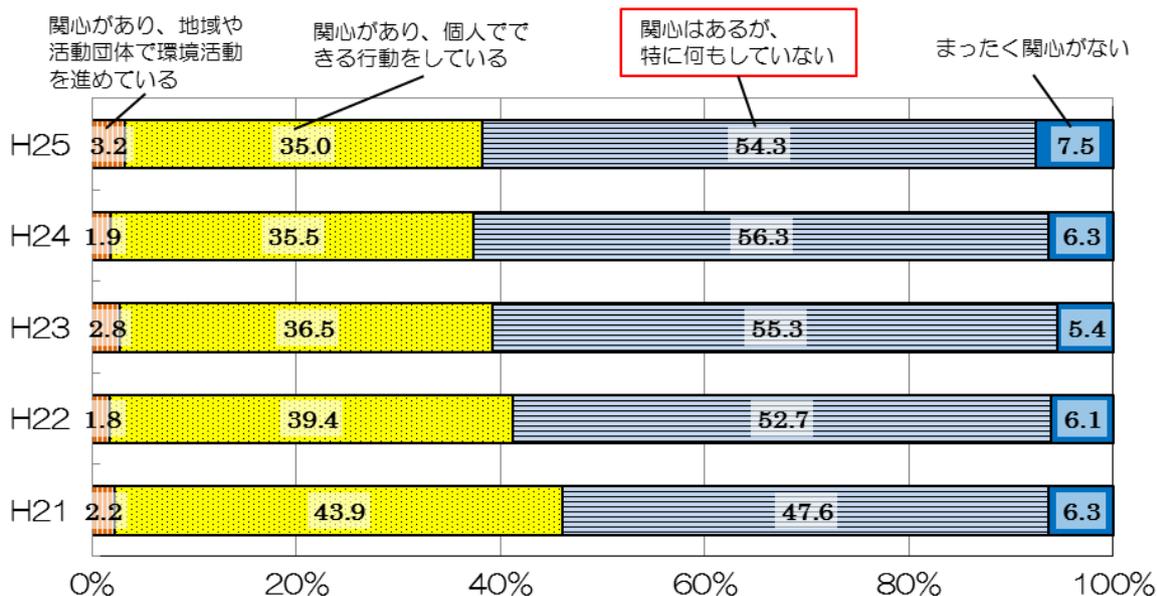
Q4. 環境に対する関心や行動はどういう状況ですか？

◇「関心はあるが特に何もしていない」が最も多く54%。

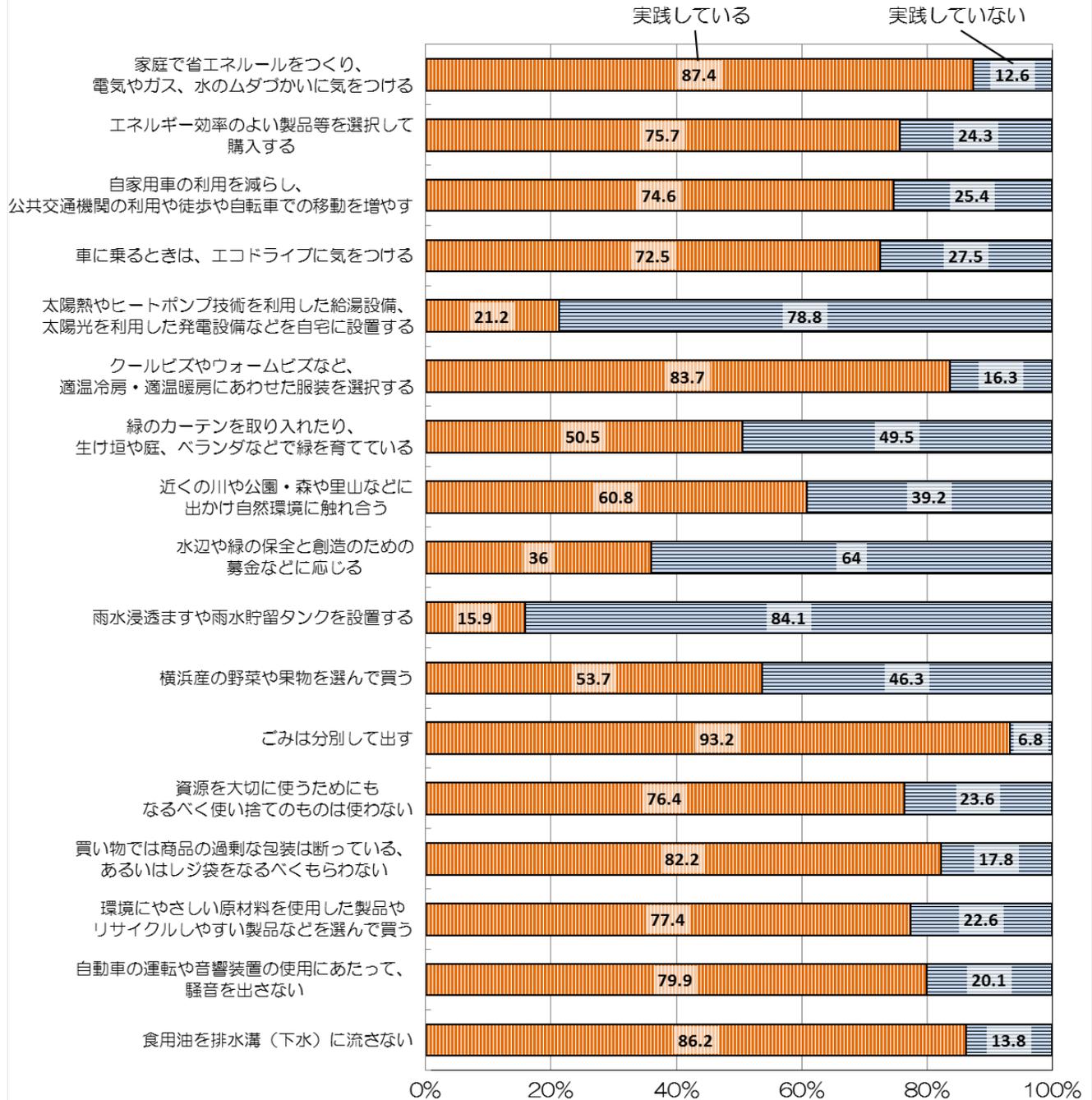


参考

Q4. 経年変化



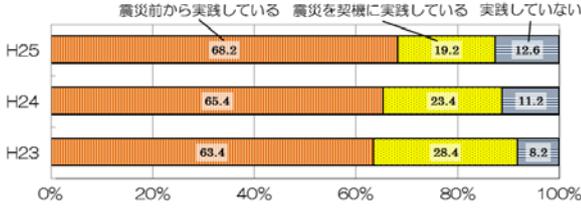
Q6. 環境にやさしい生活をするために実践していることはありますか。また、東日本大震災の前と比較して、日常生活において意識や行動に変化はありましたか？（実践を始めた時期を問わず、「実践している」・「実践していない」で表記）



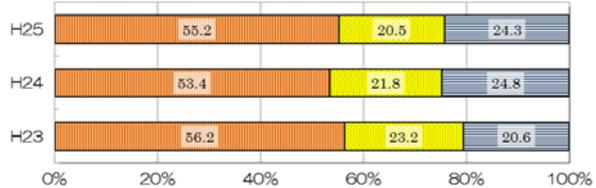
参考

Q6 環境にやさしい生活をするために、実践していることはありますか。また、東日本大震災の前と比較して、日常生活において意識や行動に変化はありましたか？ 経年変化

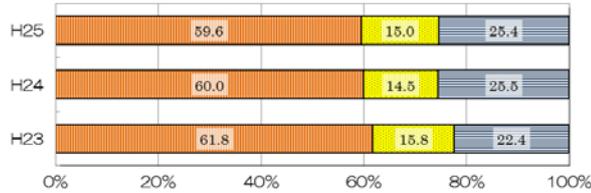
Q6(1) 家庭での省エネの実践状況



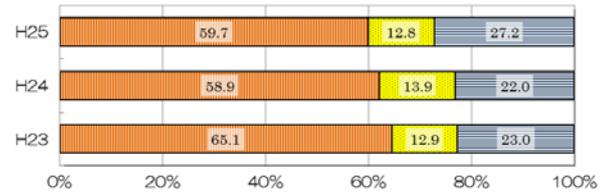
Q6(2) 省エネ製品の購入状況



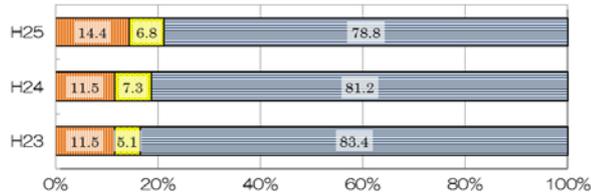
Q6(3) 公共交通機関、自転車、徒歩の実践状況



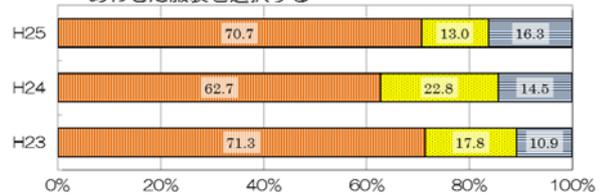
Q6(4) エコドライブの実践状況



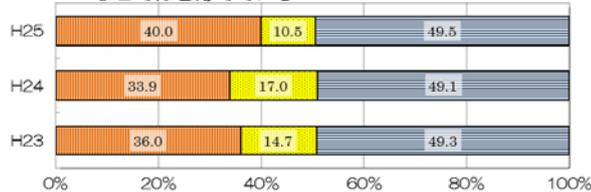
Q6(5) ヒートポンプ、太陽光発電等の設置状況



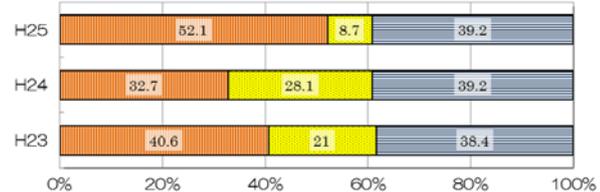
Q6(6) クールビズやウォームビズなど、適温冷房・適温暖房にあわせた服装を選択する



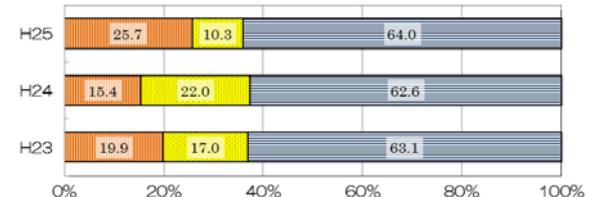
Q6(7) 緑のカーテンを取り入れたり、生け垣や庭、ベランダなどで緑を育てている



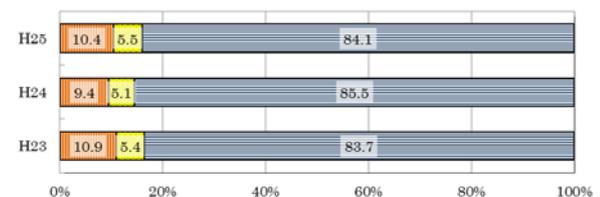
Q6(8) 近くの川や公園・森や里山などに出かけ自然環境に触れ合う



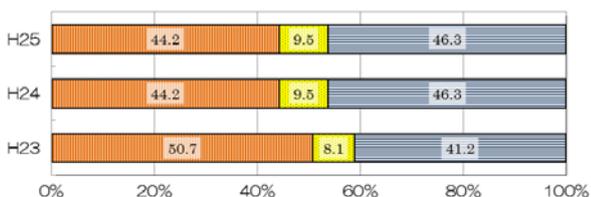
Q6(9) Q水辺や緑の保全と創造のための募金などに応じる



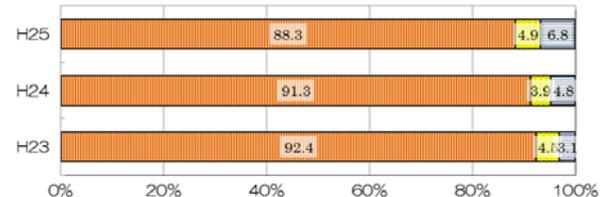
Q6(10) 雨水浸透ますや雨水貯水タンクの設置状況



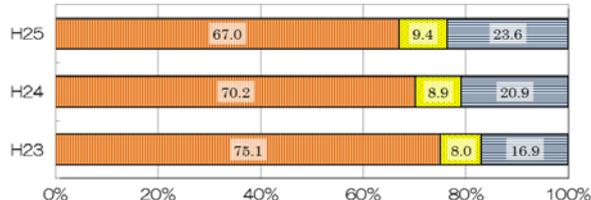
Q6(11) 横浜産の農産物の購入状況



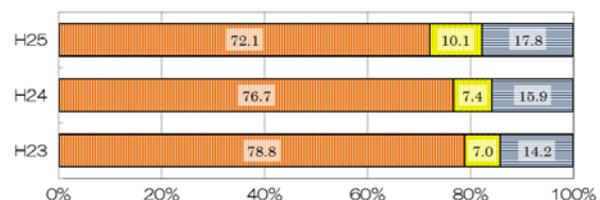
Q6(12) ごみの分別状況



Q6(13) 使い捨てのものの購入を控えているか

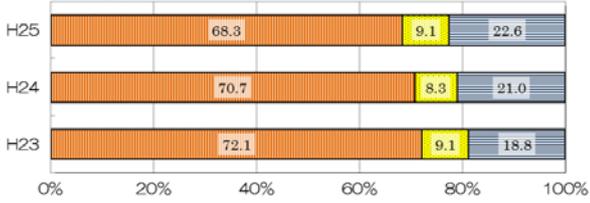


Q6(14) 過剰包装、レジ袋を断っているか

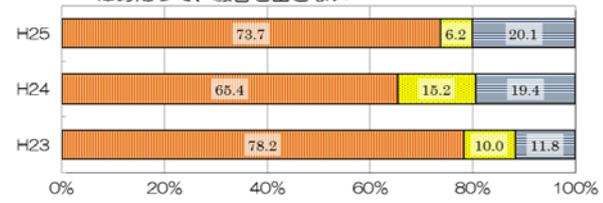


参考

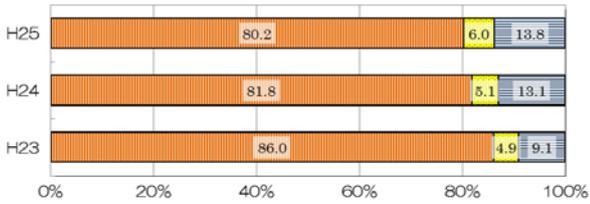
Q6(15) 環境にやさしい原材料を使用した製品やリサイクルしやすい製品などを選んで買っているか



Q6(16) 自転車の運転や音響装置（楽器、ステレオなど）の使用にあたって、騒音を出さない

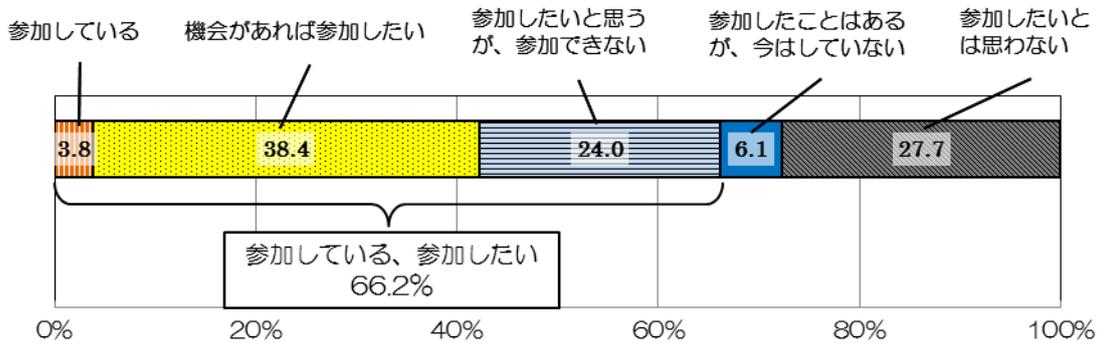


Q6(17) 食用油を排水溝（下水）に流していない



Q12. 地域の環境活動に参加したいと思いますか？

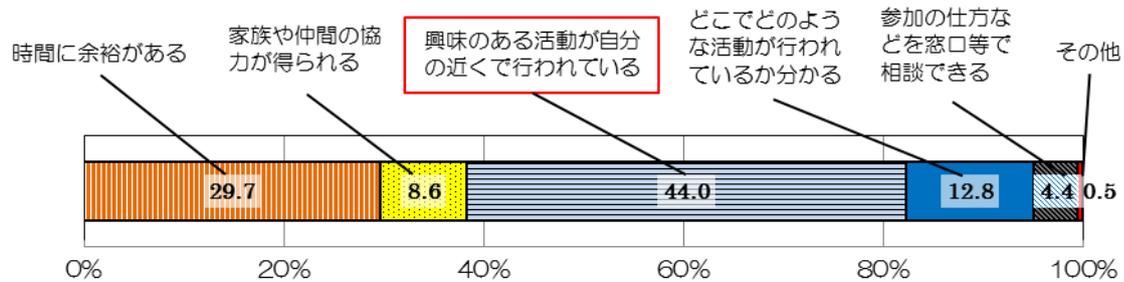
◇「参加している、参加したい」が66%。



Q15. どのような機会等があれば地域の環境活動に参加しますか？

◇「興味のある活動が自分の近くで行われていれば、参加したい」が44%。

※Q12で機会があれば参加したいと答えた方のみ回答

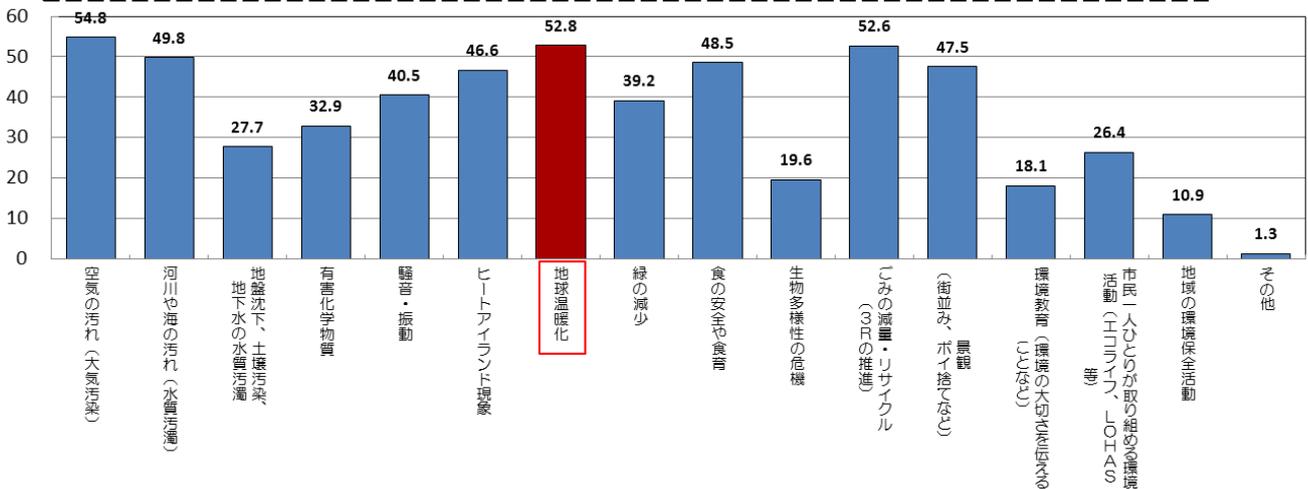


温暖化対策について

- 地球温暖化については、過半数（53%）の人々が関心を持っており、この数値は環境問題に関する 15 の項目のうち大気汚染に次いで 2 番目に高いものです。男女別に見ると、女性の 61% に対し男性は 44% と顕著な差が生じています。
- 横浜スマートシティプロジェクトにおいて HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を使った実証実験を進めていますが、HEMS についての認知度は約 2 割にとどまっています。地球温暖化そのものに対する関心度は比較的高いので、効果的な広報などが必要です。

Q5. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？

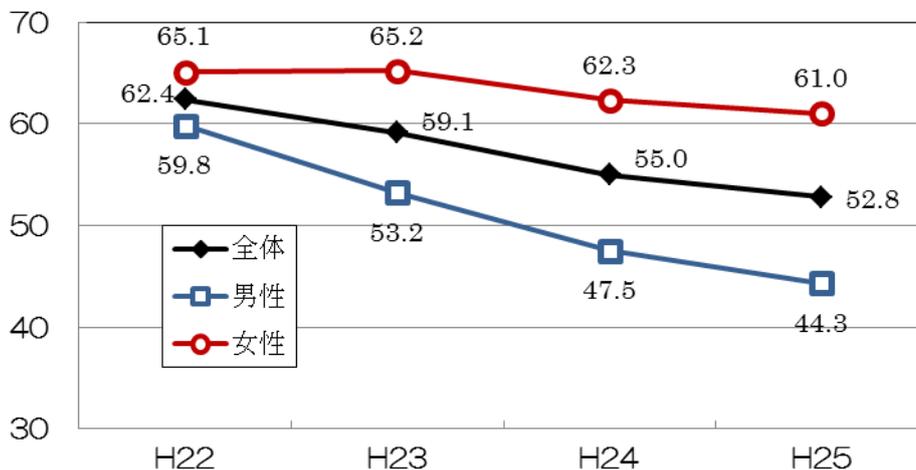
◇「地球温暖化」(53%)が「大気汚染」(55%)に次いで第 2 位。



男性	53.9	52.4	23.0	27.2	37.1	43.6	44.3	37.7	37.3	16.0	45.6	43.6	14.7	20.6	8.6	1.5
女性	55.7	47.3	32.2	38.4	43.9	49.5	61.0	40.7	59.5	23.0	59.5	51.2	21.3	32.0	13.2	1.1

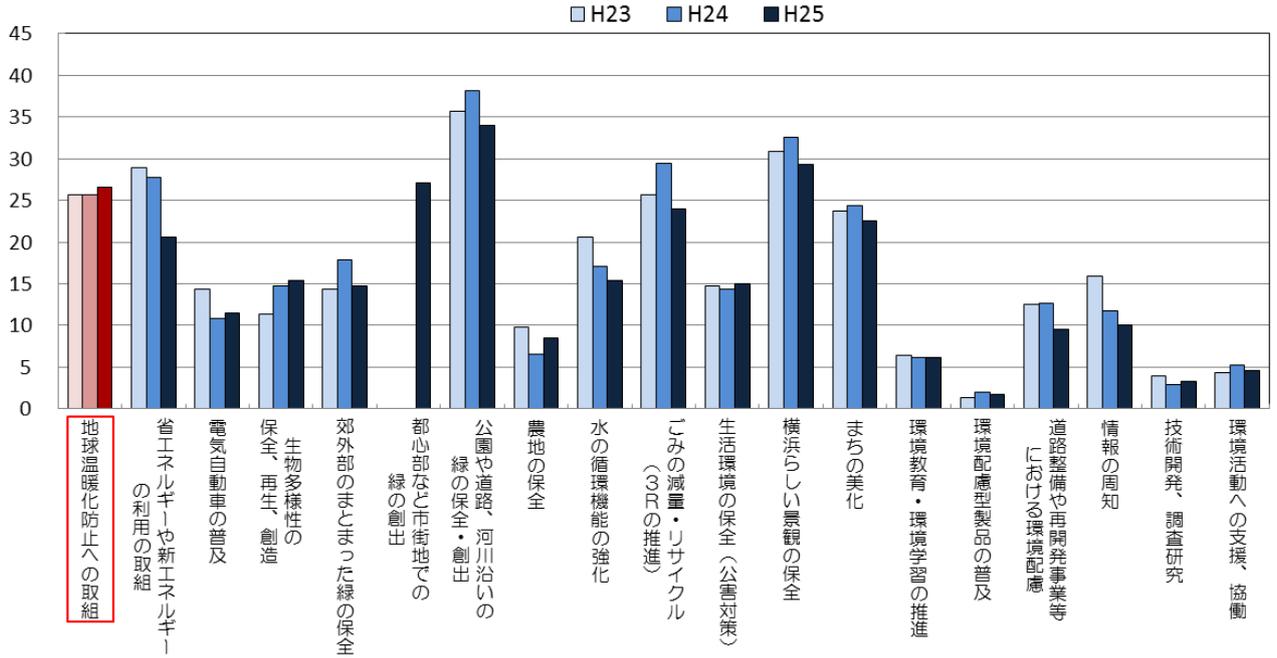
参考

Q5. (地球温暖化) 全体と男女の経年変化



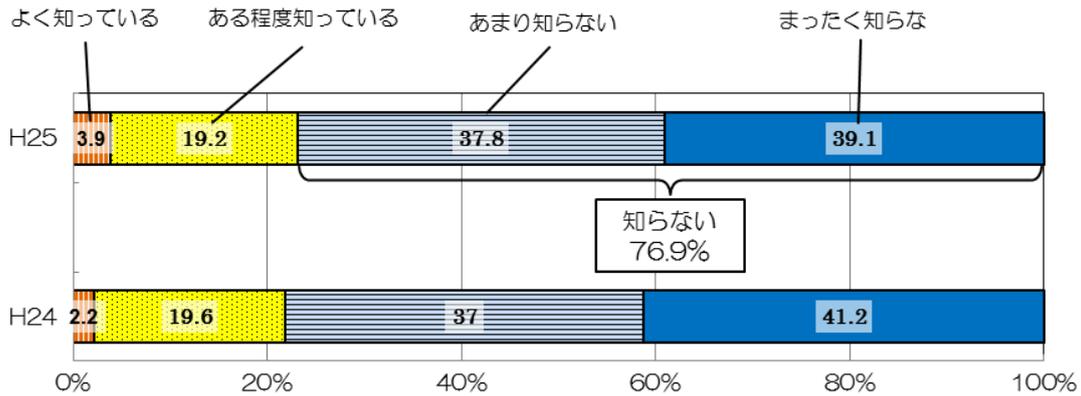
参考

Q34. 今後、横浜市に優先的に取り組んで欲しい取組（3つ選択） 経年変化



Q22. 「HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）」を知っていますか？

◇「あまり知らない、まったく知らない」が77%。



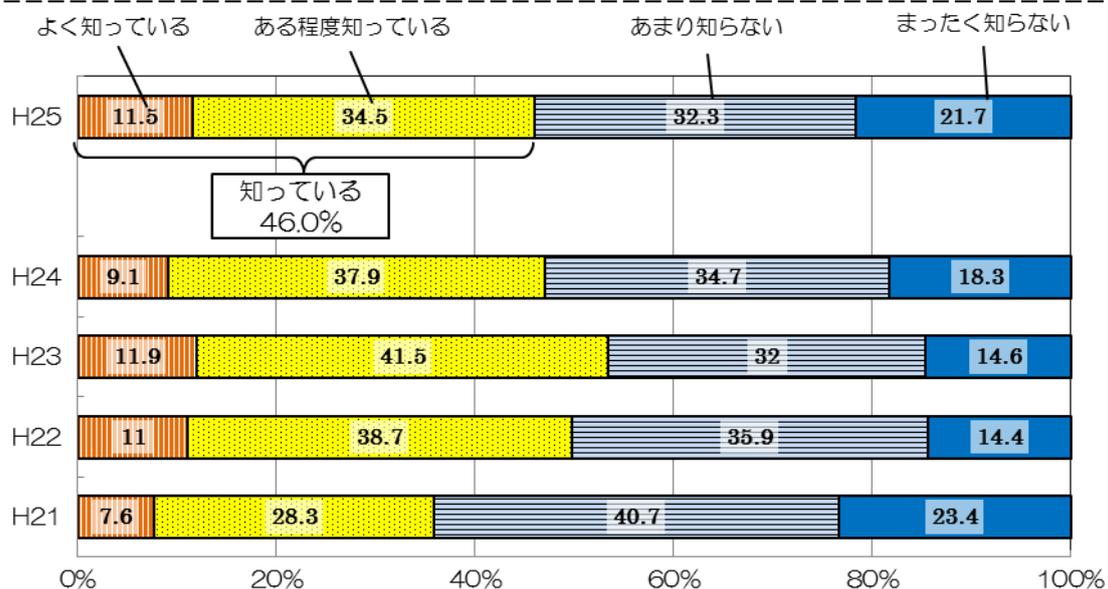
生物多様性について

- 生物多様性という言葉の認知度は46%となっており、平成23年度からやや頭打ちになっている状況です。
- また、生物多様性の危機を身近な問題として認識している割合についても、若干の減少傾向が見られます。
- 生物多様性という言葉を知っている割合は、年代別では20歳代が最も高く、また性別では男性が女性に比べておよそ3倍も高くなっています。しかし一方で、生物多様性を身近な問題として認識している割合では、年代別では20歳代が最も低く、また女性より男性の方が低いという結果となっており、年代や性別等を考慮したうえで事業を進めることが重要だと考えられます。
- 生物多様性を守るために特に必要と思う横浜市の取組として、「生き物のすむ川、水辺の整備」「外来生物への対策」「都市部の緑の創造」といった回答が昨年度に引き続き上位にあがり、恒常的な課題となっていることがうかがえます。

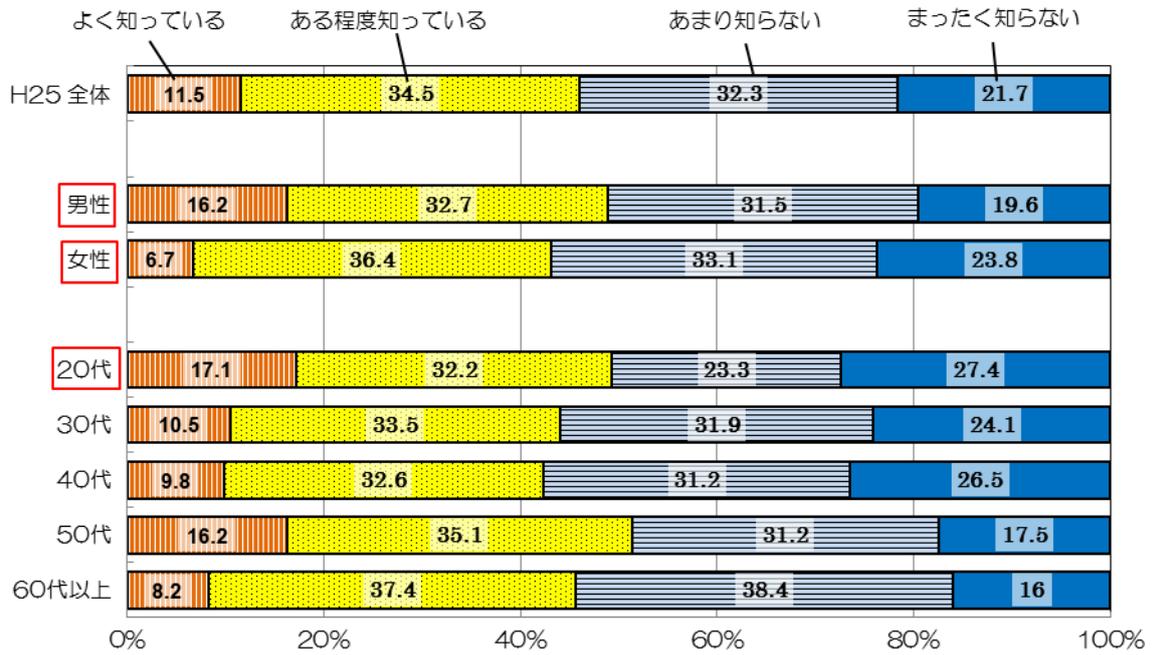
Q23. 生物多様性という言葉を知っていますか？

◇「よく知っている、ある程度知っている」は46%。

◇「よく知っている」は男性16%に対し女性は7%。年代別では20代が17%で第1位。

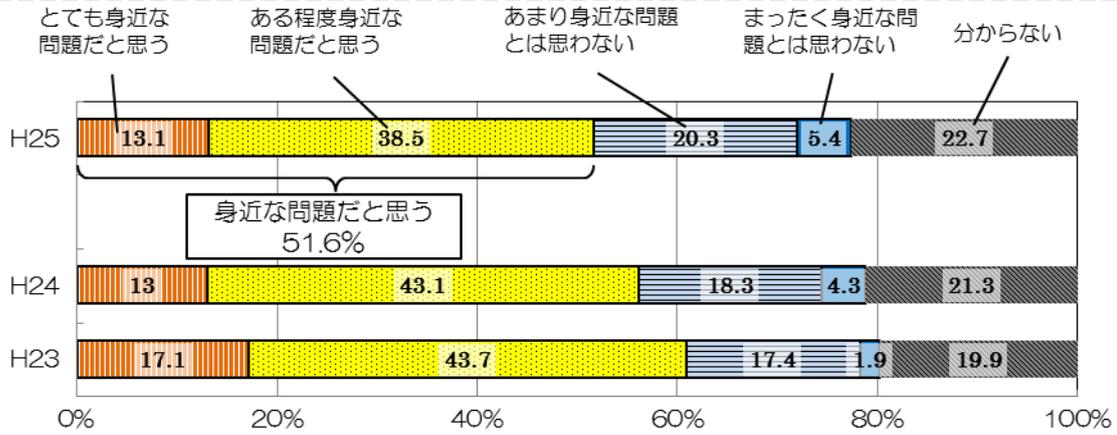


Q23. 性別・年代別の回答状況

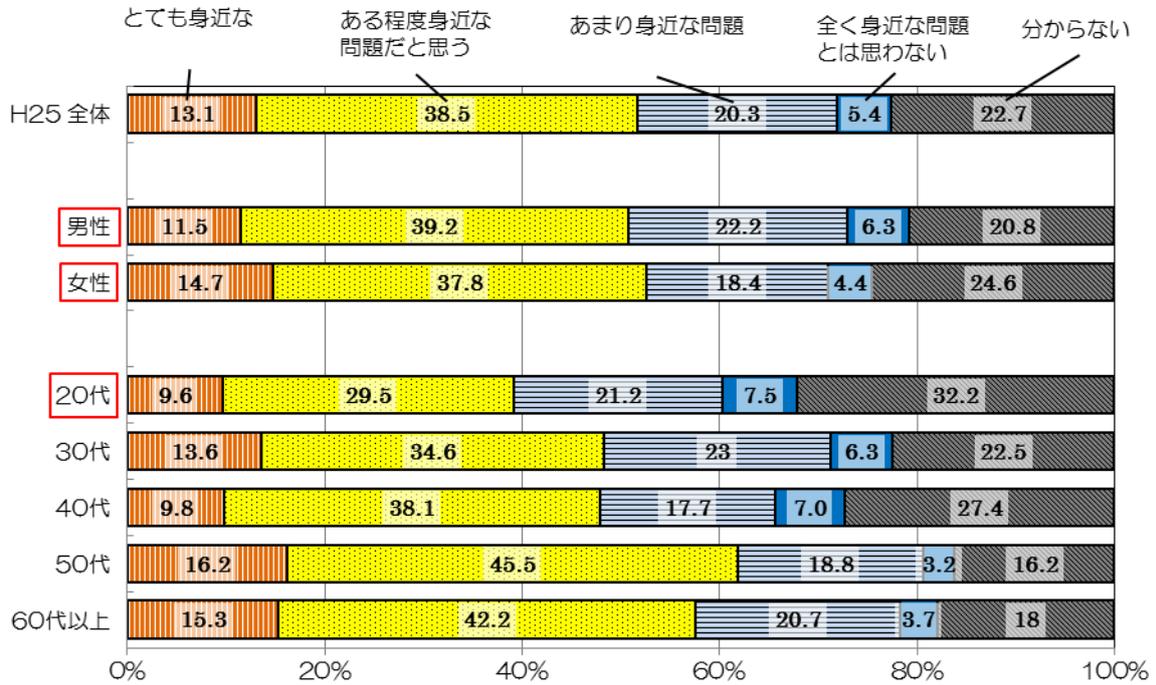


Q24. 生物多様性の危機を身近な問題としますか？

◇「身近な問題と思う」は52%。
 ◇20代が最も低く39%。男女別では女性の方が男性より高い。

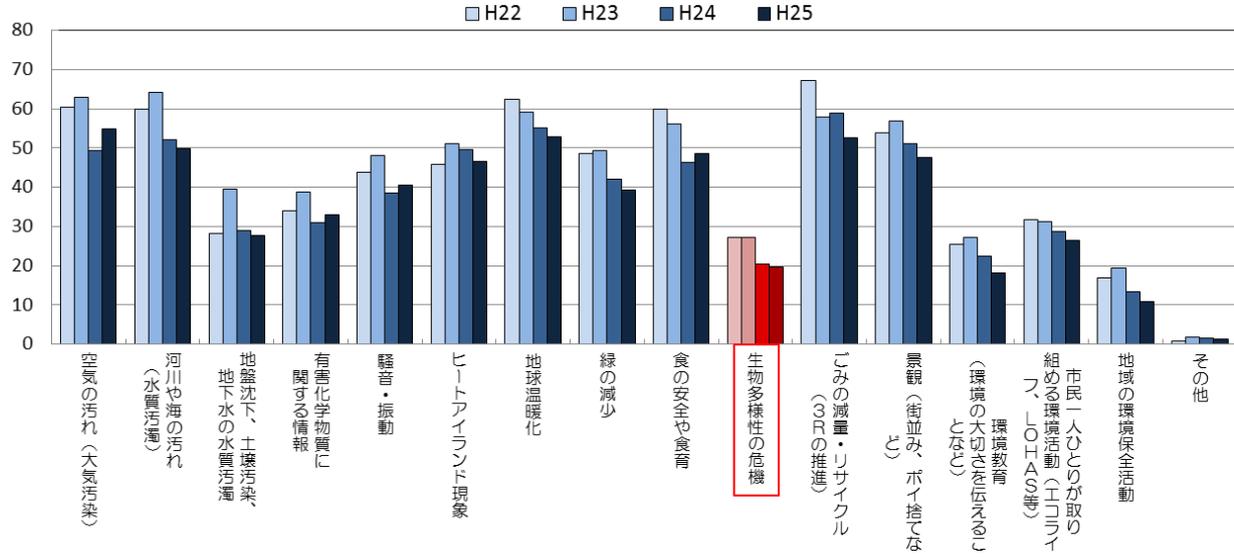


Q24. 性別・年代別の回答状況

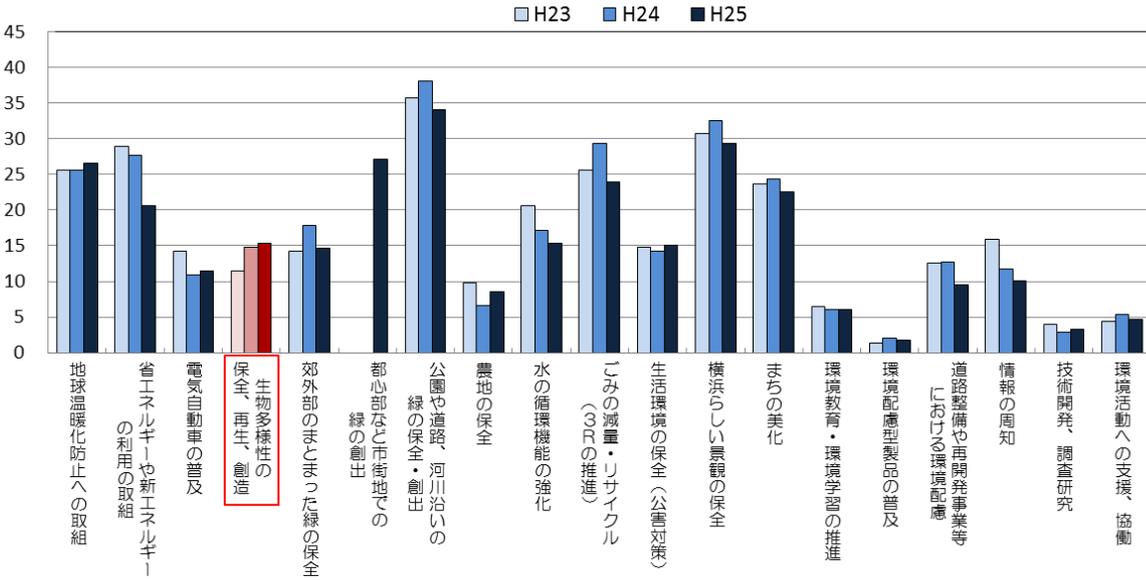


参考

Q5. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？（複数回答） 経年変化

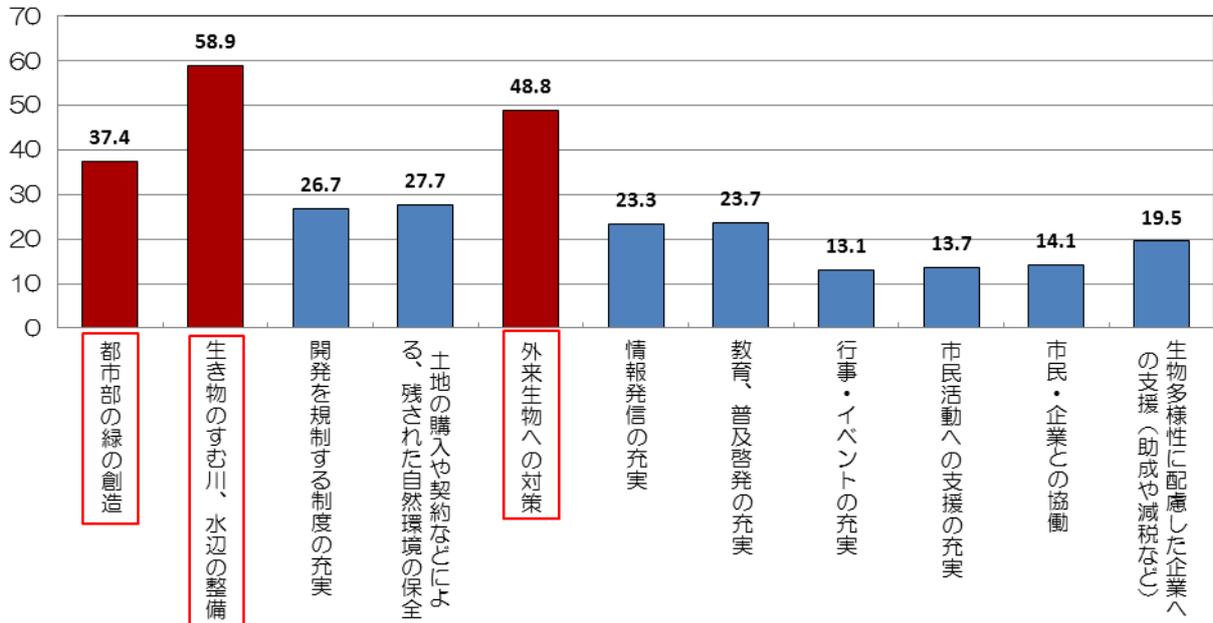


Q34. 今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい取組（3つ選択） 経年変化



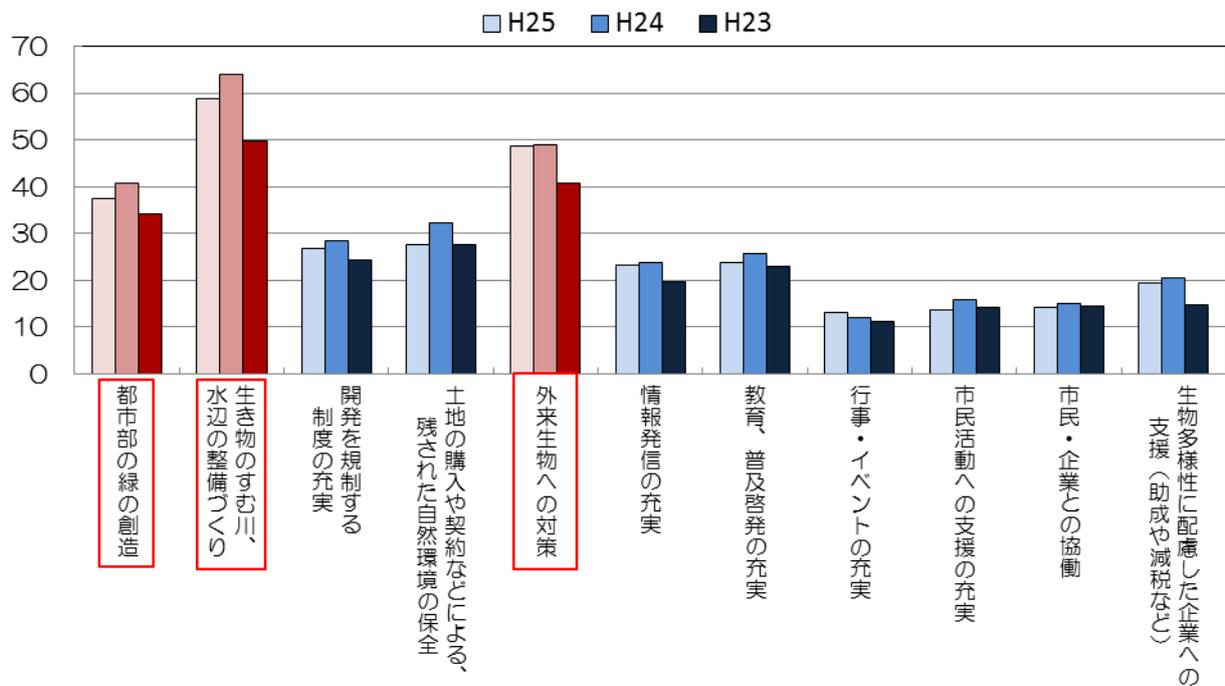
Q25. 「ヨコハマbプラン」における取組のうち、特に必要だと思うものは何ですか？

◇「生き物のすむ川、水辺の整備」「外来生物への対策」「都市部の緑の創造」が上位。



参考

Q25. 経年変化



水とみどりについて

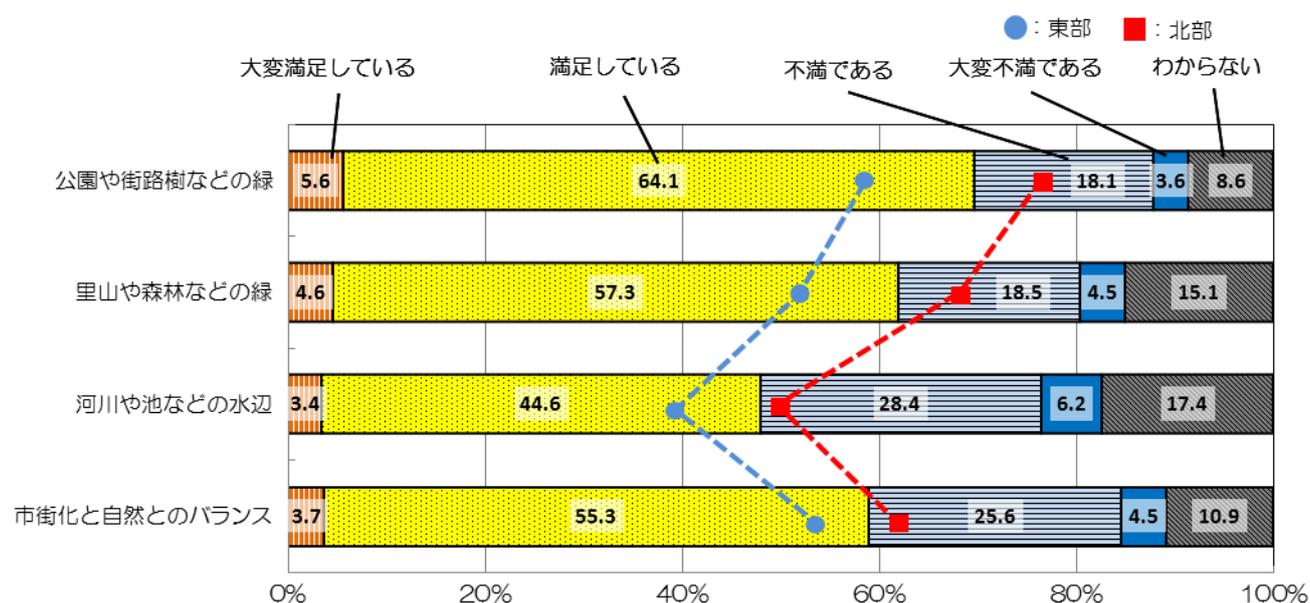
- 横浜市内の「公園や街路樹などの緑」「里山や森林などの緑」「河川や池などの水辺」「市街化と自然とのバランス」の満足度については、5～7割の方々が「大変満足」「満足」と回答しており、概ね高い満足度を得ています。ただし、回答者の居住エリア別では満足度に顕著な差が生じており、北部方面は高く東部方面は低いという傾向が出ています。
- 今後横浜市内に優先的に取り組んで欲しい事項として、全 19 項目のうち「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」が 1 番目、「都心部など市街地での緑の創出」が 3 番目目上げられています。みどりに関する関心・ニーズは全体的に高い結果となっていますが、特に「都心部における緑の創出」を進めていく必要があります。
- 市の中心部に緑や水辺が多くないことに対する考えとしては、「公園などのオープンスペースを整備して緑や水辺を増やすべき」「街路樹で緑を増やすべき」が多く、「緑や水辺を増やす必要はない」という回答は少数です。

Q3. 横浜市内の環境の現状に満足していますか？

◇北部方面居住者の満足度は高いが東部方面は低い傾向。

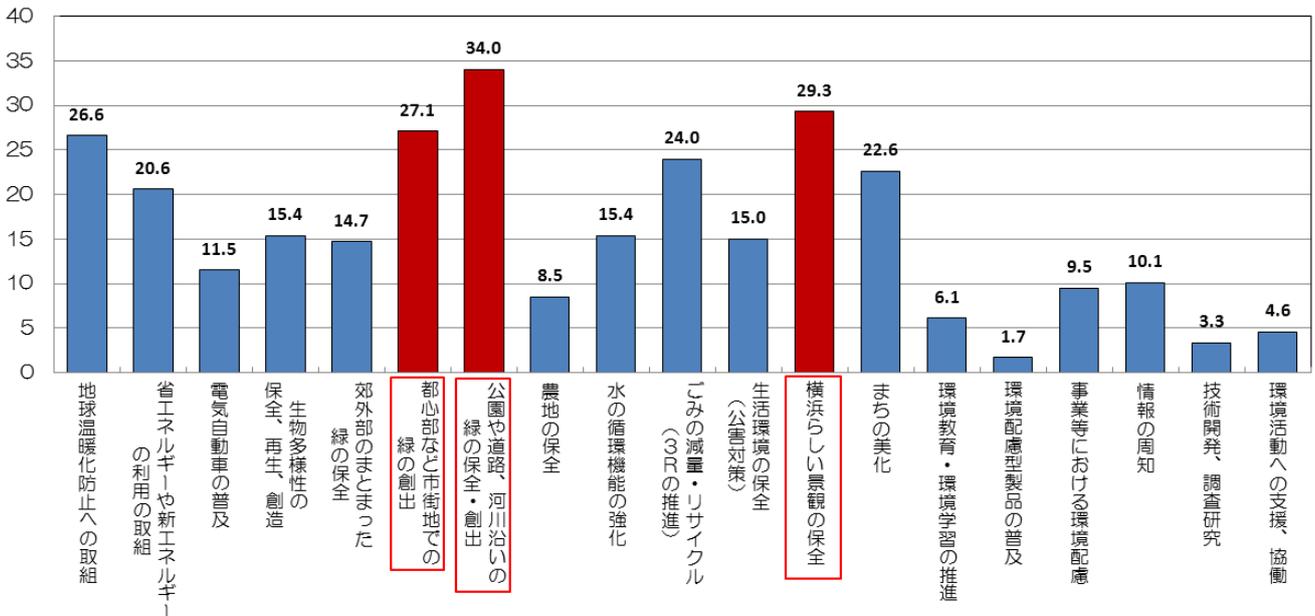
※帯グラフ中の●と■は東部および北部方面居住者の「大変満足している」と「満足している」を合計した割合を示している。

※東部：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 / 北部：港北区、緑区、青葉区、都筑区



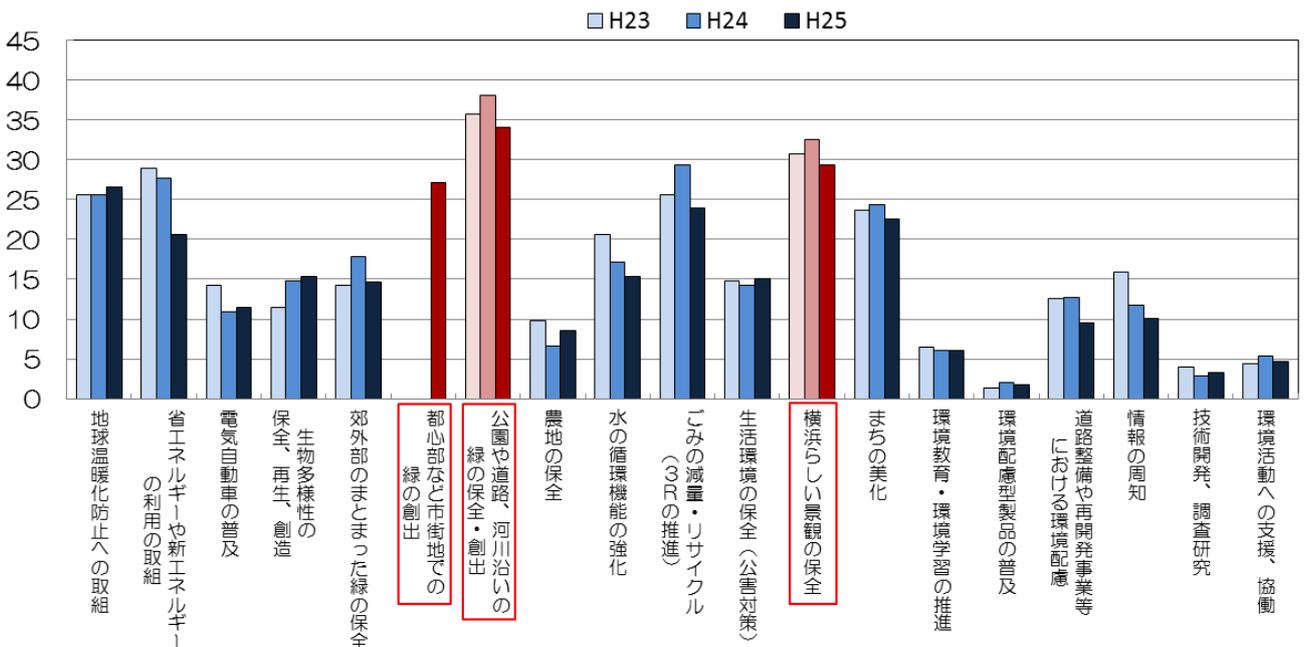
Q34. 今後、横浜市に優先的に取り組んで欲しい取組は何ですか？

◇上位3項目のうち2項目がみどり関係の取組(「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」「都心部など市街地での緑の創出」)。



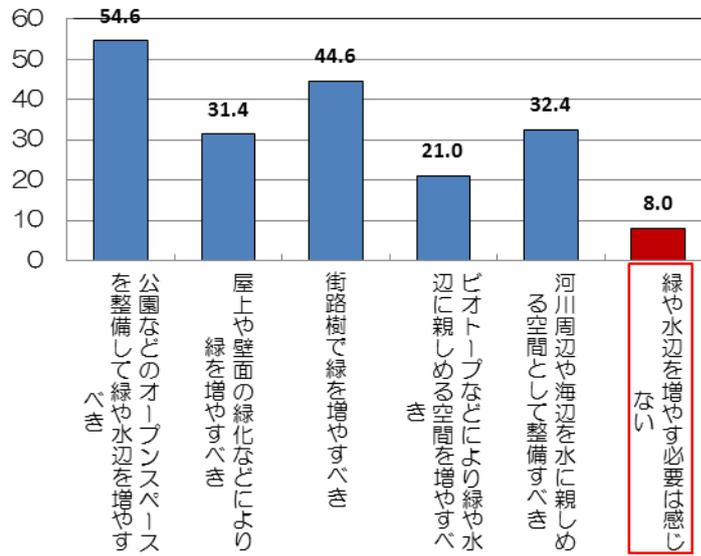
参考

Q34. 今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい取組 (3つ選択) 経年変化



Q28. 横浜の中心部に、周辺部と比較して、緑や水辺が多くないことをどのように思いますか？

◇「緑や水辺を増やす必要は感じない」は8%のみ。

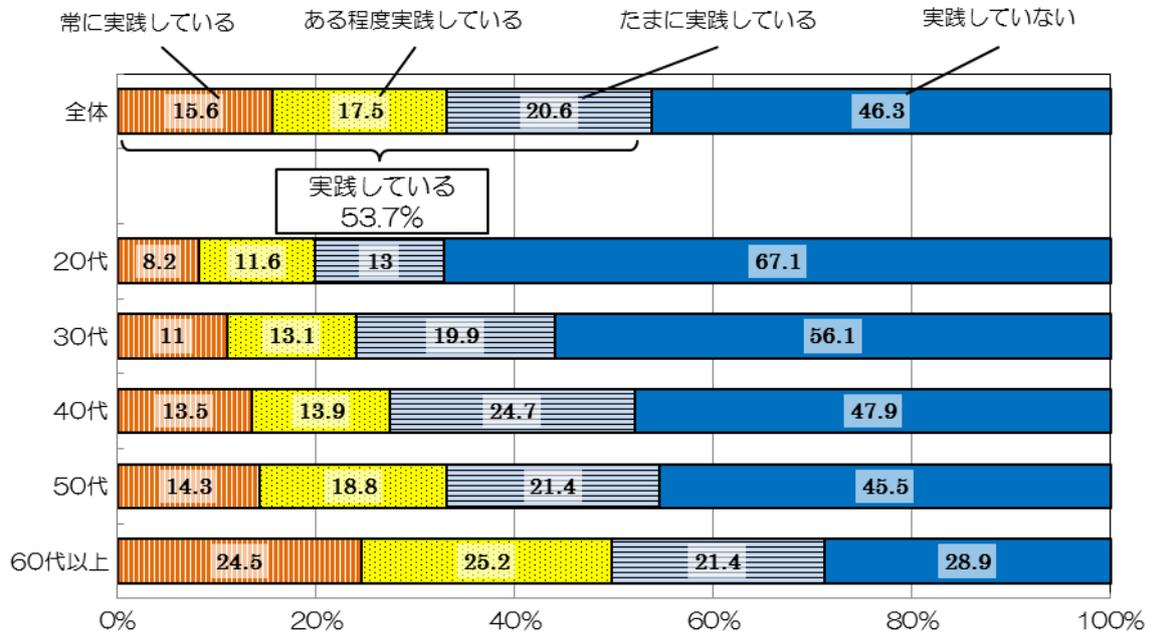


食と農について

- 横浜産の農産物を選んで買っているという回答が半数以上あります。年代が高くなるほど割合が高くなる傾向があり、20 歳代と 60 歳以上では 2 倍以上の差があります。
- 横浜産の農産物を購入する理由としては、「新鮮な農産物を購入したい」という回答が 6 割を超え最も多くなっています。また、「地元の農家を応援したい」という回答も約 4 割あります。

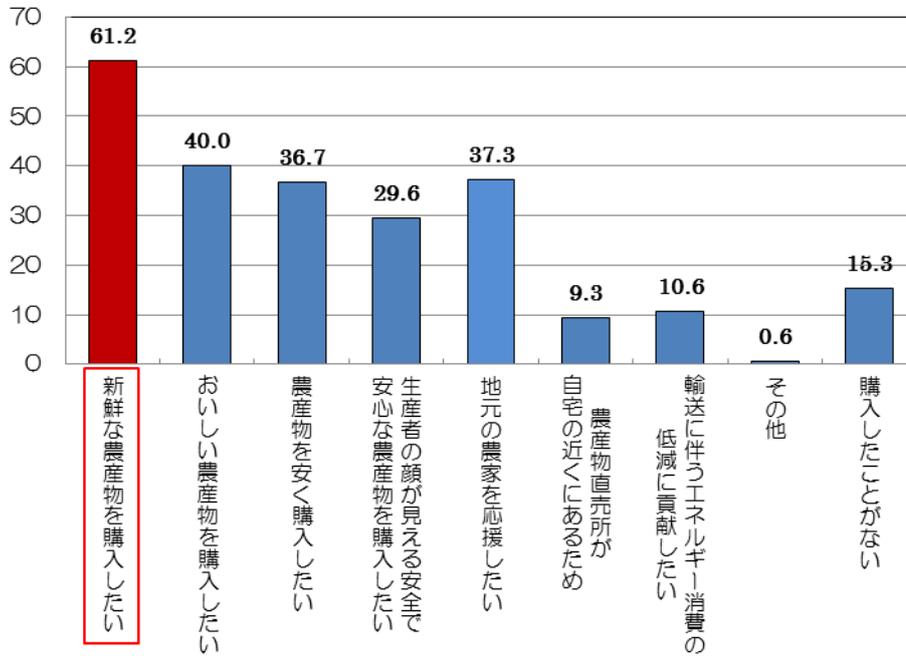
Q6. (11) 横浜産の野菜や果物を選んで買いますか？

◇全体では54%が実践。若い世代ほど実践していない傾向が顕著。



Q31. 横浜産の農産物を購入しようと思う理由は何ですか？

◇新鮮な農産物を購入したいが第1位(61%)。



【付属資料】

I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日横浜市条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 7 条—第 17 条）
- 第 3 章 総合的推進のための施策（第 18 条—第 22 条）
- 第 4 章 効果的推進のための施策（第 23 条—第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生

態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 基本的施策

（公害の防止等）

第 7 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 8 条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

（公害に係る健康被害者の保護等）

第 9 条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

（自然環境の保全及び創造）

第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

（快適な環境の確保）

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

（エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等）

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

（地球環境保全の推進等）

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

（環境教育の充実及び環境学習の促進）

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

（調査研究等）

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策**（環境管理計画の策定等）**

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例（平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号）に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

（平成 18 年横浜市条例第 75 号・一部改正）

（施策の策定等と環境管理計画との整合等）

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

（年次報告書の作成、公表等）

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進）

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

（開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進）

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

（情報の提供及び市民等の意見反映）

第 23 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（市民及び事業者との連携）

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

（市民及び事業者の自主的な活動の促進）

第 25 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（経済的措置）

第 26 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

（事業者の環境管理に関する制度の導入の促進）

第 27 条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 12 月条例第 75 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

II 環境基準等

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 * 1	一酸化炭素 * 1	浮遊粒子状物質 * 1	二酸化窒素 * 2	光化学オキシ ダント * 1	微小粒子状物質 * 3
環境上の 条件	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 以下であり、 かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下である こと。	1 時間値の 1 日平均値 が 10ppm 以 下であり、か つ、1 時間値 の 8 時間平 均値が 20ppm 以下 であること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm か 0.06ppm ま でのゾーン 内又はそれ 以下である こと。	1 時間値が 0.06ppm 以 下であるこ と。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下で あり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であ ること。
測定 方法	溶液導電率 法又は紫外 線蛍光法	非分散型赤 外分析計を 用いる方法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法又はこの方法 によって測定さ れた重量濃度と 直線的な関係を 有する量が得ら れる光散乱法、圧 電天びん法若し くはベータ線吸 収法	ザルツマン 試薬を用いる 吸光光度法又 はオゾンを用 いる化学発光 法	中性ヨウ化 カリウム溶 液を用いる 吸光光度法 若しくは電 量法、紫外線 吸収法、又は エチレンを用 いる化学発 光法	微小粒子状物質 による大気の汚 染の状況を的確 に把握すること ができることと 認められる場 所において、濾 過捕集による 質量濃度測定 方法又はこの 方法によって 測定された質 量濃度と等価 な値が得られ ると認められ る自動測定機 による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm 以下の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

* 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号

* 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

最近改正 平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号

* 3 微小粒子状物質に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

最近改正 平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	一年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

2 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和 48 年 5 月 31 日 横浜市告示第 129 号

最近改正 平成 7 年 4 月 5 日 横浜市告示第 87 号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソバレラルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレラルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

3 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度

(1) 騒音の環境基準（一般環境）

地域の類型	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注：横浜市には A A にあてはまる地域はない。)

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）

地域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

*「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに 4 車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超越する車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
		無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

(4) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、振動規制法施行規則別表第 2

	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域
	第 2 種低層住居専用地域
	第 1 種中高層住居専用地域
	第 2 種中高層住居専用地域
	第 1 種住居地域
	第 2 種住居地域
	準住居地域
	無指定
第 2 種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

<道路交通振動の限度>

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

(5) 新幹線鉄道騒音の環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号

最近改正：平成 12 年 12 月 14 日 環境省告示第 78 号

地域の類型	基準値	都市計画法による用途地域（参考）
I	70 デシベル以下	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
		第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
		無指定
II	75 デシベル以下	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

(6) 新幹線鉄道振動の指針値（要旨）

- ・70 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講じること。
- ・病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

4 水質汚濁に関する環境基準等 （抜粋）

(1) 水質汚濁に係る環境基準

公布（公共用水域）：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 84 号

公布（地下水）：平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 85 号

ア 人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー（*）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン（*）	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン（#）	0.04 mg/L 以下		

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

公共用水域と地下水を対象とするが、#印は公共用水域のみ、*印は地下水のみを対象とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川	B 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下
	C 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	D 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E 工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

基準値は日間平均値とする。大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

海域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
海域	B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
	C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

基準値は日間平均値とする。

海域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
海域	III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	IV	水産 3 種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

基準値は表層の年間平均値とする。

(2) 有害物質項目及び排水基準

公布：昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号
 最近改正：平成 24 年 5 月 23 日 環境省令第 15 号

有害物質の種類		排水基準(許容限度)
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2 mg/L
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
	ほう素及びその化合物	10(230) mg/L
	ふっ素及びその化合物	8(15) mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	

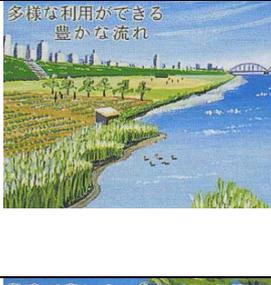
有機燐化合物の排水基準は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例による。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

5 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標

河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標			
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん 便性 大腸 菌	※1 水深	※1 流速	河床状 況と美 観	周辺環境
I	A 	3mg/ℓ 以下	「源流・上流域」の 「きれい」  ホトケドジョウ 	1000 個 /100m ℓ 以下	5～ 15 (10) cm ※2	自然河 床の保 全・ゴ ミのな いこ と	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。	
	② 	3mg/ℓ 以下	 カワナナ					
	B 	5mg/ℓ 以下	 サワガニ					
II	① 	3mg/ℓ 以下	「上流～下流域」の 「きれい」  ウグイ  シマドジョウ	-	10～ 30 (20) cm ※2	30 cm/s 程度	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。	
	A 	5mg/ℓ 以下						 オランダガラシ
	B 	8mg/ℓ 以下						「上流～下流域」の 「やや汚れている」  オイカワ  エビモ
III A 	3mg/ℓ	「感潮域」の「きれい」  ビリンゴ  クサフグ	-	-	ヘドロ 堆積 がない こと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のある水辺空間の整備に努める。		
III 	5mg/ℓ						 オサガニ	

海域

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I		2mg/ℓ 以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」 クサフグ	T-NO. 3mg/ℓ 以下 T-PO. 03mg/ℓ 以下	100 個 /100m ℓ 以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II			「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 ミミズハゼ	T-NO. 6mg/ℓ 以下 T-PO. 05mg/ℓ 以下	-		底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III		3mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 クサフグ	T-N1. 0mg/ℓ 以下 T-PO. 09mg/ℓ 以下	-	ヘドロが堆積していないこと	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV		2mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 マアジ	T-NO. 3mg/ℓ 以下 T-PO. 03mg/ℓ 以下	-	ゴミが浮いていないこと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海 域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- * 1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- * 2) 水深の補助目標値欄の () 内の数値は、代表的な値である。

* 平成 12 年 10 月 31 日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川は E 類型から B 類型になったため、水域区分に新たに I ㊸、II ㊹、III A を設定しました。なお、新水域区分は平成 13 年度から適用しています。

横浜市の水域区分の一覧表
(河川域)

区分	水系	水域	区分	水系	水域	
I A	鶴見川	寺家川	II ㉠	入江川	入江川（寺尾橋より上流）	
		岩川		帷子川	帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）
		梅田川・台村川			今井川	
	帷子川	堀谷戸川		大岡川	大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋）
		矢指川	日野川			
	大岡川	大岡川（田中橋より上流）	II A	鶴見川	江川	
	宮川	宮川（左支流合流点より上流）			早湊川	
	侍従川	侍従側（新川橋より上流）		柏尾川	柏尾川（平戸永谷川合流点より久保橋まで）	
	柏尾川	名瀬川	II B	鶴見川	鶴見川（市境より大綱橋まで）	
		舞岡川	II C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流点まで）	
いたち川（城山橋より上流）		柏尾川		柏尾川（久保橋から市境まで）		
I ㉢	帷子川	帷子川（矢指川合流点より上流）	境川	境川	境川（市域全川）	
		二俣川		III A	入江川	入江川（寺尾橋より下流）
		中堀川			帷子川	帷子川（宮川橋より下流）
		市沢川	大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）		
		くぬぎ台川	宮川	宮川（左支川合流点より下流）		
I B	鶴見川	奈良川	侍従川	侍従川	侍従川（新川橋より下流）	
		黒須田川		鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）	
		大熊川	境川	大門川	IV	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域
		鳥山川				
	柏尾川	阿久和川				
		平戸永谷川				
	境川	相沢川				
		和泉川				
		宇田川				

※ I ㉢・II ㉠・III A は平成 13 年度より適用

(海域)

区分	水域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港（内港）
	根岸湾
IV	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域

6 土壌汚染に関する環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号
最近改正 平成 22 年 6 月 16 日 環境省告示第 37 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

7 ダイオキシン類の環境基準等

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

最近改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準

項 番 号	特定施設の種類の	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設施設	既設施設	
			～ H14.11.30	H14.12.1 ～
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	4t/時以上	80	1
		2～4t/時		5
		2t/時未満		10

※既存施設の一部で、平成9年12月2日以降、平成12年1月14日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準

号 番号	特定施設の種類の	排出基準 (pg-TEQ /L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの（別表第1第5号：廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの） イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

平成 25 年版 横浜の環境
(横浜市環境管理計画年次報告書) 資料編
[発行] 横浜市環境創造局政策調整部政策課
平成 25 年 12 月発行
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-2891
FAX 045-641-3490